

OECD 紛争地域および 高リスク地域からの鉱物の責任ある サプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダン ス(仮訳)





本 ガ イ ダ ン ス の 英 語 原 文 は , OECD ウ ェ ブ サ イ ト http://www.oecd.org/document/36/0,3746,en\_2649\_34889\_44307940\_1\_1\_1\_1,00.html からダウンロード可能。

# OECD 紛争地域および 高リスク地域からの 鉱物の責任あるサプライチェーン のためのデュー・ディリジェンス・ ガイダンス(仮訳)



#### この刊行物を引用する際は、次の名称を利用すること。

OECD (2011 年)、OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス、OECD パブリッシング。 http://dx.doi.org/10.1787/9789264111110-en

ISBN 978-92-64-11118-9(印刷版) ISBN 978-92-64-11118-0(PDF 版)

 $\textbf{Photo credits:} \ \, \textbf{Cover} \, \, \textbf{\textcircled{o}} \ \, \textbf{Hemera/Thinkstock}.$ 

OECD 刊行物の正誤表は次のサイトを参照。www.oecd.org/publishing/corrigenda

© OECD 2011

OECD のコンテンツは利用者個人が使用するために複写、ダウンロード、または印刷することが認められている。また、利用者は自身が作成する文書、プレゼンテーション、ブログ、ウェブサイト、教材の中に、OECD の刊行物、データベース、マルチメディア製品からの抜粋を用いることができるが、その際は、OECD を出典および著作権所有者として適切に明記することが条件となる。公的な目的または商用目的での利用および翻訳の権利に関する要望はすべて電子メールで rights@oecd.org 宛に送信のこと。また、公的な目的または商用目的で本資料の一部を複写することに関する要望は、電子メールでコピーライトクリアランスセンター(Copyright Clearance Center)のアドレス info@copyright.com 宛、または、フランス著作権センター(Centre français d'exploitation du droit de copie(CFC))のアドレス contact@cfcopies.com 宛に送信のこと。

# 序文

争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス (以下、「本ガイダンス」と呼ぶ) は、紛争地域で採掘された鉱物のサプライチェーン・マネジメントに関して、政府支援のもと多様な利害関係者が共同で関与した取り組みの初めての事例となる。その目的は、企業が人権を尊重し、またその鉱物採掘活動を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための一助となることである。また本ガイダンスは、資源産出国が自国の天然資源から利益を得ること、ならびに鉱物の採掘や取引が紛争や人権侵害または社会不安の源になるのを防ぐこと、という点を視野に入れつつ、透明性の高い鉱物サプライチェーンを構築し、鉱物セクターに対する企業の関与を持続可能なものにすることを目指している。

本ガイダンスは、OECD が深く関与したほか、アフリカ大湖地域国際会議(ICGLR)参加 11 カ国(アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ケニヤ、ルワンダ、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)、さらには企業、市民社会、そして国際連合といった多様な利害関係者が参加したプロセスを経て、開発された。多様な利害関係者による協議はこれまでに三度開催され、うち二度はパリにおいて2009 年 12 月と2010 年4 月に、そしてもう一度は、OECD およびICGLR の共催によって2010 年9 月にナイロビで行われ、ここにはブラジル、マレーシア、南アフリカも参加した。その結果、本ガイダンスは、複雑な課題に対処するため協力的かつ建設的アプローチに重点を置いた、実用指向のものとなった。

国連安保理決議第1952 号 (2010 年) [S/RES/1952 (2010)] では、「コンゴ民主共和国に関する国連専門家会議」による最終報告書に記されたデュー・ディリジェンス勧告を推進することを支持している。これは OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスを是認し、またこれに依拠するものである。

本ガイダンスはOECD 投資委員会および同開発援助委員会の承認を受けており、2010 年12 月15 日に採択されたルサカ宣言の中で、ICGLR に加盟する11 カ国も承認している。また、「デュー・ディリジェンス・ガイダンスに関するOECD 勧告」は、2011 年5 月25 日の閣僚理事会で採択された。この勧告に法的拘束力は無いものの、「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」に従うOECD 加盟国ならびに非加盟国に共通する立場と、これらの国々の政治的コミットメントを反映したものとなっている。

# 目次

OECI	) 紛争地域	成および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの	
ための	Dデュー・ラ	ディリジェンス・ガイダンス(仮訳)	11
			12
	鉱物サプラ	ライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスとは何か?	
		生とは?	
		ディリジェンスを行うべきなのは誰か?	
		スの構成	
	本ガイダン	/スの特質	16
	附属書I.	鉱物サプライチェーンにおけるリスクに基づいた	
		デュー・ディリジェンスのための5段階の枠組	17
	附属書II.	紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバル・	
		サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針	20
	附属書III.	リスク緩和のために推奨される措置、および改善を測定するため	
	,,,,,,	の指標	25
. 1 12	24 X . 24 .3		21
99,	,	およびタングステンに関する補足書(仮訳)	
		ド定義 D適用を促す危険信号	
		フ週用を促り危険信号 I:強固な企業管理システムの構築	
		1:短回な正来自垤シヘノムの構業 2:サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価	
	-	2:リフライフェーンにおけるリヘクの特定と計価	
		5. 特定されたテヘッに対処するための報酬の構業と失過 4:独立した第三者による精錬/精製業者のデュー・ディリジェン	43
			16
	-	生命を生施	
	ス行為の闘	生査を実施	
	ス行為の!! ステップ:	5:サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告	50
	ス行為の闘		50
l <b>≫</b> l	ス行為の!! ステップ:	5:サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告	50
図	ス行為の!! ステップ!! <i>附属</i>	5: サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告 上流の企業のリスク評価のためのガイドノート	50
図 1	ス行為の ステップ: <i>附属</i> . 紛争地域	5:サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告	50

# 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の 責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェン ス・ガイダンスに関する閣僚理事会による勧告(仮訳)<sup>1</sup>

#### 理事会は、

1960年12月14日付の「経済協力開発機構(OECD)条約」第5条(b)を考慮し、

「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」の一部を形成する「OECD 多国籍企業行動指針」を考慮し、

「多国籍企業行動指針」の遵守を勧告する各国政府間と発展共同体に共通する目的が、 責任ある事業経営の原則と基準を推進することであることを想起し,

鉱物の責任ある調達には開発とビジネスの両側面があることを遵守し、

着実な経済成長と持続可能な発展を支える形で民間投資を動員することを目的として 2006 年に採択された「投資のための政策的枠組み」を考慮し,

2007年4月3~4日のハイレベル会合で承認された「脆弱国家支援原則(Principles for Good International Engagement in Fragile States and Situations)」を含む、脆弱な環境および紛争環境に関与する際の被害の回避を目的とした、脆弱な国家における国際的取組みの分野での「開発援助委員会」の業務を想起し、OECD「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」および国連「腐敗防止条約」を通じての取り組みを含む、汚職との闘いにおける国際社会の協力した取り組みを想起し、

天然資源の取引および投資が、確実に社会全体にとって有益なものとなるよう貢献する ために、各国政府、国際機関、および企業は、各自の能力および役割を利用することが出 来るということを認識し、

「大湖地域国際会議」を中心とした国際社会による、紛争地域および高リスク地域における違法な天然資源開発と闘う取組みを考慮し,

<sup>1. 2011</sup> 年 5 月、閣僚理事会で採択。採択時、ブラジルは以下の声明を発表した。「現在の勧告に従い、ブラジルは、デュー・ディリジェンス・ガイダンスがアフリカの大湖地域における経験に基づいたものであると理解している。また、ブラジルの考えは、企業が操業を行っている他の地域が紛争地域または高リスク地域と考えられるか否か判断するにあたっては、安保理決議をはじめとする国連による関連の決定に適切に配慮するべきである、というものである。」

紛争地域および高リスク地域においては重要な天然鉱物資源開発が行われており、これらの地域から調達を行っているか、もしくはそこで直接操業している企業は、紛争に手を貸してしまうリスクが高まる可能性があることを認識し、

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスは、能動的かつ受動的で、継続的な工程であり、これを通じて企業は、人権を尊重することならびに、紛争に手を貸さないよう確保できることに留意し、

「大湖地域国際会議」との協力のもと開発され、投資委員会および開発援助委員会の承認 [C/MIN(2011)12/ADD1] を受けた「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」(以後、本「ガイダンス」) を考慮し,

「すず、タンタル、タングステンに関する補足書」は、本ガイダンスにとって切り離すことのできない一部を構成することに考慮を払うとともに、他の鉱物に関する補足書も今後追加されていくことに留意し、

本ガイダンスを実際に適用する際には、企業規模、活動場所、個々の国の事情、当の製品もしくはサービスが属するセクターや特質、といった個別の状況や要素に応じて柔軟な対応も必要であることを認識しつつ、本ガイダンスには、企業が自身の活動や関わり合いに関連した悪影響を防止または緩和しようとする際、現実のリスクおよび潜在的なリスクを特定し対処するために取るべき措置が示されていることに留意し、

特に女性や児童に対して行われるものについては、附属書  $\Pi^2$ に挙げた鉱物の採掘、輸送、もしくは取引に関わる深刻な人権侵害は容認されてはならないことを認識し、

投資委員会拡大セッション(「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」を支持する非加盟国を含む)および開発援助委員会の提案に関して、以下の通り勧告等を行う。

「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」を支持する加盟国ならびに非加盟国が、その領土内またはその領土から操業を行っている企業および紛争地域および高リスク地域から鉱物の調達を行っている企業による本ガイダンス遵守を積極的に推進することを**勧告する**。その目的は、こうした企業が確実に、人権を尊重し、紛争への加担を回避し、および持続可能で公平かつ効果的な発展への貢献を行うようにすることである。

特に「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」を支持する加盟国ならびに非加盟国が、鉱物サプライチェーンのリスクに基づいたデュー・ディリジェンスの 5 段階枠組みを、企業の管理システムに統合する取組みを積極的に支援する措置をとることを**勧告する**。その際、本ガイダンスにとって不可欠の一部となっている附属書 I および  $II^3$ でそれぞれ示されているモデル・サプライチェーン指針には適切に配慮する。

「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」を支持する加盟国ならびに非加盟国は、

<sup>2.</sup> 附属書 II の内容は、本刊行物の 20~24 頁に掲載している。

<sup>3.</sup> 附属書 I および II の内容は、本刊行物の  $17\sim24$  頁に掲載している。

OECD からの支援 (OECD と国連や各国際開発組織との活動を通じてのものを含む)を受けて、確実に本ガイダンスが可能な限り広く普及するようにする。また専門職団体や金融機関および市民社会組織など他の利害関係者による積極的な利用が確実に浸透するよう**勧告する**。

現行の勧告に対し適切に配慮し、これを守る非加盟国を招聘する。

投資委員会および開発援助委員会に対し、勧告の実施状況を監視し、勧告採択後 3 年以内に、そしてそれ以降は適宜、理事会に対し報告するよう**指導する**。

© OECD 2011

OECD 紛争地域および高リスク地域からの 鉱物の責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス(仮訳)

# 概要

第25 争地域および高リスク地域においては、鉱業および鉱物の売買に従事する企業は、収益を生み出し、成長と繁栄を遂げ、生計を支え、地域の発展を促す力を潜在的に有している。このような状況下においては、企業はまた、深刻な人権侵害や紛争など、重大な悪影響に手を貸すことになったり、巻き込まれたりする危険にも晒されている。

本ガイダンスにおいては、すず、タンタル、タングステン、およびそれらの鉱石ならびに派生物、そして金¹(以下「鉱物」)²の責任あるグローバル・サプライチェーン・マネジメントの基礎となる詳細なデュー・ディリジェンスの枠組みを提示する。本ガイダンスの目的は、企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援をすることにある。そうすることにより、本ガイダンスは、企業が持続可能な成長に寄与し、さらに自ら責任を持って紛争地域および高リスク地域から調達を行う際の一助となり、一方で供給業者との間で建設的な関係づくりを可能にする環境を創造する。また本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーン・マネジメントの本質に関する期待を明確にするために、鉱物サプライチェーンおよび産業主導で作られる可能性のある枠組みにおける全供給業者ならびにその他利害関係者のための共通の参照資料としての役割を果たすことを意図している。

本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物サプライチェーンにおける説明責任と透明性を促進させるための、各国政府、国際機関、産業、および市民社会の間における共同の取組みの結果である。

<sup>1.</sup> 金に関する補足書は2011年に発行予定。

<sup>2.</sup> 再利用されることが合理的に想定されている金属は本ガイダンスの対象範囲からは除かれている。再利用される金属とは、再生される最終利用者製品または使用済の消費者向け製品、もしくは製品の製造過程で生じる加工金属片である。再利用される金属には、金属素材の余剰品、陳腐化した品、不良品、断片などがあり、これらは、すず/タンタル/タングステン、および金のいずれかまたは両方の製造過程における再利用に適した精製または加工された金属である。

#### 紛争地域および高リスク地域

紛争地域および高リスク地域は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2ヵ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

# 鉱物サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスとは何か? その必要性とは?

デュー・ディリジェンスとは、能動的かつ受動的で継続的な工程であり、これを通じて企業は、自らが必ず人権を尊重し、紛争に絶対に加担しないようにすることが可能となる<sup>3</sup>。 デュー・ディリジェンスはまた、企業が、鉱物の不正取引を支配する法や国連制裁をはじめとした国際法および国内法を確実に遵守するようにできる。リスクに基づいたデュー・ディリジェンスは、企業が、自身の活動および調達に関する決定に関連して生じる悪影響を防止もしくは緩和するために、現実のリスクもしくは潜在的なリスクを見極め、これに対処するために必要な措置である。

本ガイダンスの目的上、「リスク」とは企業運営がもたらす潜在的な悪影響との関連で定義され、それは、企業自身の活動もしくは企業と供給業者やサプライチェーン上の企業や団体などの第三者との関わり合いに起因する。悪影響の中には、人に対する危害(外的影響)、もしくは評判の失墜または企業の法的責任(内的影響)、あるいはこの外的影響と内的影響の双方が含まれることがある。こうした外的および内的影響は、相互に依存関係にあることが多く、外的な危害は評判の失墜や法的責任と組み合わされて起きる。

企業は、自身の活動や他との関係を取り巻く現実の状況を識別し、そうした現実を、国内法や国際法の中で提示されている関連の基準や、責任ある企業行動に関する国際機関からの勧告、政府支援による手段、民間セクターによる自発的取組み、および企業内部の経営方針や経営システムといったものと照らし合わせて評価することによって、リスクを評価する。このアプローチは、企業活動の規模やサプライチェーンの関係の広がりに応じて、デュー・ディリジェンスの実施規模を調節する際の一助にもなる。

企業は、鉱物の採掘、取引、または取扱いを取り巻く環境が原因となって、鉱物サプライチェーンにおいてリスクに直面する可能性がある。鉱物の採掘、取引や取扱いは、紛争

<sup>3. 「</sup>OECD 多国籍企業行動指針」(OECD、2000 年)、「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」(OECD、2006 年)、および UNSGSR (国連事務総長特別代表)報告「保護、尊重、および救済:ビジネスと人権のためのフレームワーク」 A/HRC/8/5、(2008 年 4 月 7 日)。

に資金供給したり、紛争環境を助長、促進、悪化させたりなど、本質的に著しい悪影響を 及ぼすリスクがより高い。サプライチェーンにおいて生産工程は断片化し、企業自らの位 置もしくは企業の供給業者に対する影響力からは独立しているにもかかわらず、企業は、 鉱物サプライチェーンの様々なポイントで起こる悪影響に一役買ってしまうリスクもしく は関与するリスクから隔離されていない。そのため企業は、採鉱の状況や紛争地域および 高リスク地域で操業する供給業者の関係に関連して起きる悪影響のリスクをすべて特定し、 防止もしくは緩和するために、妥当な措置および誠実な努力としてのデュー・ディリジェ ンスを行う必要がある。

### 鉱物サプライチェーン

原材料となる鉱物を消費者市場に持ち込む工程には、数次の関係者が関与し、一般的に採掘、輸送、取扱い、取引、加工、精錬、精製および合金化、最終製品の製造および販売が含まれる。サプライチェーンという用語は、鉱物を、上流である採掘現場から、下流の最終消費者向け最終製品に組み込む段階へと移転させる一連の流れにおける、すべての活動、組織、関係者、技術、情報、資源、およびサービスによるシステムのことである。

実際のところ、デュー・ディリジェンスは、以下の目的のために企業がとるべき措置を 中心として構成される。

- 紛争地域および高リスク地域を原産地とする鉱物の採掘、輸送、出荷、加工、精錬、 精製および合金化、そしてそうした鉱物を用いた製品の製造および販売における実際 の状況を認識する。
- 企業のサプライチェーン指針(附属書 II:モデル・サプライチェーン指針を参照)に定められた基準と照らし合わせて現実の状況を評価することにより、現実のリスクもしくは潜在的なリスクをすべて特定し評価する。
- リスク管理計画を適用・実施することにより、特定されたリスクを防止または緩和する。これらのことは、リスク緩和努力を行う間も取引を継続するとの決定や、リスク緩和の実施中は一時的に取引を停止するとの決定、もしくは緩和が失敗に終わった際や企業が緩和策の実施が不可能と判断した際または企業がリスクを許容範囲にないと判断したなどの際には、供給業者との関係を一旦解除する決定につながる可能性がある。

# デュー・ディリジェンスを行うべきなのは誰か?

本ガイダンスは、鉱物サプライチェーン上にあって、紛争地域および高リスク地域からのすず、タンタル、タングステン、およびそれらの鉱石もしくは派生物、そして金を供給

または利用しているあらゆる企業に適用される。デュー・ディリジェンスは個々の企業の活動や、サプライチェーンにおける位置づけ等の企業の関係性に応じて調整して実施される必要があるものの、どの企業も人権侵害や紛争には絶対に加担しないようにすることを目的としてデュー・ディリジェンスを実施する必要がある。

本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域におけるデュー・ディリジェンスが現実的な課題を提示していることを認識している。デュー・ディリジェンスの実際の運用には柔軟性が求められる。どういった内容や範囲を持ったデュー・ディリジェンスが適切かは、個別の状況によって決まるものであり、事業体の規模、活動が行われている場所、各国固有の事情、関連する製品やサービスの属するセクターや性質、といった要素から影響を受ける。こうした課題への対処法には以下のように様々なものがあるが、但しこれらに限定されるものではない。

- デュー・ディリジェンスを実施する能力の構築へ向けた、業界全体の協力
- 特定のデュー・ディリジェンス作業にかかる費用の業界内での分担
- 責任あるサプライチェーン・マネジメントの取組みへの参加<sup>4</sup>
- 共通の供給業者と取引する業界メンバー同士での調整
- 上流の企業および下流の企業の協力
- 国際機関や市民社会組織との協調関係構築
- モデル・サプライチェーン指針 (附属書 II) および本ガイダンスで概説される個別の デュー・ディリジェンス勧告を、既存の指針や管理システムおよび従来のデュー・ディ リジェンス行為 (調達行為、誠実性および顧客熟知デュー・ディリジェンスの措置、 および持続可能性に関する報告、企業の社会的責任等に関する報告、もしくはその他 年次報告) に統合。

企業にとっての原則および工程を提示することに加え、本ガイダンスでは、デュー・ディリジェンスの工程や手順を勧告している。こうした工程や手続きは、新たに行われようとしている業界全体のサプライチェーンへの取組みが、紛争に対する意識の高い責任ある調達行為に向けて前進してゆく際に達成すべきものであり、また、これらによって、大湖地

<sup>4.</sup> 例としては、ITRI (International Tin Research Institute) (国際錫研究所)「サプライチェーン・イニシアティブ (Supply Chain Initiative) (iTSCi)」(ITRI、2009年6月)、「精錬業者検証制度、電子業界 CSR アライアンス (EICC) およびグローバル・e-サステナビリティ・イニシアティブ (Smelter Validation Scheme, Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC) and Global e-Sustainability Initiative (GeSI))」、「紛争の基準および加工・流通過程管理の基準 (Conflict Standard and Chain of Custody Standard)」ワールド・ゴールド・カウンシル(2010年)、「ダイヤモンドおよび金宝飾品のサプライチェーンにおける加工・流通過程管理 (Chain of Custody in the Diamond and Gold Jewellery Supply Chain)」責任あるジュエリー協議会 (Responsible Jewellery Council)(2010年)、グローバル・リポーティング・イニシアティブ・サプライチェーン・ワーキンググループ(Global Reporting Initiative Supply Chain Working Group)(2010年)。

域国際会議の認証制度およびその手段<sup>5</sup>のような包括的認証制度の開発や実施を支援し補完することも可能になる。

## ガイダンスの構成

本ガイダンスは、次の四つの内容を含んでいる。

- 1) 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンスの包括的枠組みを提示 (附属書 I 参照)
- 2) 一般的な一連の原則を提示した、鉱物のモデル・サプライチェーン指針(附属書 II 参照)
- 3) リスク緩和のために推奨される措置、および、上流企業が下流企業の支援を得て行う 改善の度合いを測定するための指標(附属書 III 参照)
- 4) すず・タンタル・タングステン、および金<sup>6</sup>、それぞれのサプライチェーン構造にまつ わる課題に関する二つの補足書。

これら補足書には、サプライチェーンにおける企業の位置付けや役割の違いに基づく個別のデュー・ディリジェンス勧告が収められている。また、これら鉱物またはそこから精製された金属派生物を利用する企業は、それぞれの補足書の導入部分に列挙された危険信号を参照し、そこで説明されるデュー・ディリジェンスの工程があてはまるかどうか判断することが推奨される。

## 本ガイダンスの特質

本ガイダンスは、「OECD 多国籍企業行動指針」ならびに「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」中の原則および基準に立脚し、またこれらと調和する内容になっている。本ガイダンスでは、紛争地域および高リスク地域で操業する企業やそこから鉱石を調達する企業に対する勧告を提示しており、これは各国政府との共同の取り組みによるものである。同時に、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための原則ならびにデュー・ディリジェンス工程に関する手引きを提示している。これら原則および工程は、関連法規および関係する国際基準と調和する内容になっている。なお、本ガイダンスの遵守は任意であり、法的強制力はない。

<sup>5.</sup> 大湖地域国際会議(ICGLR)「天然資源の違法開発に対する地域的取組み(Regional Initiative against the Illegal Exploitation of Natural Resources)」、www.icglr.org 参照。

<sup>6.</sup> 金に関する補足書は2011年に発行予定。

### 附属書I

# 鉱物サプライチェーンにおけるリスクに基づいた デュー・ディリジェンスのための5段階の枠組

個々のデュー・ディリジェンスの要件および工程は、鉱物の種類およびサプライチェーンにおける企業の位置付けによって異なる(詳細は鉱物に関する補足書参照)ものの、企業は自らが選んだ供給業者や調達に関する決定をよく検証した上、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのリスクに基づいたデュー・ディリジェンスのための下記の5段階の枠組みを、自らの管理システムの中へ統合していくべきである。

- 1. **強固な企業管理システムを構築する。**企業は次のことに取り組むべきである。
  - A) 紛争地域および高リスク地域を起源とする鉱物のサプライチェーンのための企業指針を採用し、供給業者ならびに公に対して明確に説明していくこと。この指針には基準が組み込まれている必要があるが、その基準とは、附属書 II に示したモデル・サプライチェーン指針に一致し、またその基準に鑑みてデュー・ディリジェンスが行われるものである。
  - B) サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを支援するための内部管理を構成すること。
  - C) 鉱物サプライチェーンの統制と透明性のシステムを設置すること。このシステムには、加工流通過程管理、またはトレーサビリティシステム、もしくはサプライチェーンの上流の関係企業の特定、を含む。また、これは業界主導のプログラムへの参加を通じて実施されることもある。
  - D) 供給業者との企業同士の関係を強化すること。供給業者との契約書および合意書のいずれかまたは双方の中に、サプライチェーン指針を織り込むべきである。また、可能であれば、デュー・ディリジェンスの実施状況や内容の改善を目指して、供給業者の能力増強を支援する。
  - E) 企業レベル、もしくは業界全体で、早期警戒リスク認識システムとしての苦情処理メ カニズムを構築すること。
- 2. **サプライチェーン内のリスクを特定、評価する。**企業は次のことに取り組むべきである。

- A) 補足書の中で勧告されている通り、サプライチェーン内のリスクを特定すること。
- B) 附属書 II および本ガイダンスのデュー・ディリジェンス勧告と整合する各企業のサプライチェーン指針の基準と照らし合わせて、悪影響のリスクを評価すること。
- 3. *特定されたリスクに対応するための戦略を立案し、実施する。*企業は次のことに取り組むべきである。
  - A) サプライチェーンのリスク評価結果を、企業内で任命された経営上層部に報告すること。
  - B) リスク管理計画を考案し、採用すること。次の三つのいずれかによって、リスク管理 戦略を考案する。i) 測定可能なリスク緩和の取組みを行う間を通じて、取引を継続 する、ii) 測定可能なリスク緩和の取組みを継続する間、一時的に取引を停止する、 iii) 緩和への試みが失敗に終わったか、または企業がリスク緩和策は実現不可能か許 容範囲にないと見なした場合、供給業者との関係を解消する。正しい戦略を決めるに あたって、企業は附属書  $\Pi$  (紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグ ローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針) の内容を検討 し、また自らの影響力を考慮し、必要なら、特定されたリスクを非常に効果的に防止 または緩和することのできる供給業者に対する影響力を構築するための措置を取る。 企業が、取引継続中または一時停止中にリスク緩和の取組みを続行する場合、そうし た企業は、供給業者に加え、地方および中央の政府当局、国際機関や市民社会組織お よび第三者機関など影響を被る利害関係者と必要に応じて協議し、リスク管理計画の 中の測定可能なリスク緩和の戦略に関して合意しておく必要がある。企業*はデュー・* ディリジェンス・ガイダンス附属書 III に示された措置や指標を活用し、紛争および 高リスクに対する意識の高い緩和戦略をリスク管理計画の中で立案し、また漸進的な 改善を測定する。
  - C) リスク管理計画を実施し、リスク緩和の取組みの進行状況や内容を監視・追跡した上、 経営上層部に報告すること。この項目については、リスク管理計画が紛争地域および 高リスク地域で実施され監視される場合には、地方および中央の政府当局や、上流の 企業、国際機関や市民社会組織、および影響を受ける第三者機関等との協力や協議の もとで行われる場合がある。
  - D) 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスク についての追加的な評価を引き受けること。
- 4. サプライチェーンの中の特定のポイントにおいて、独立の第三者によるサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの監査を実施する。サプライチェーンの中で特定のポイント(補足書に示された通り)に位置する企業は、自らのデュー・ディリジェンスの実践について独立の第三者による監査を受けるべきである。また、こうした監査は、独立の制度化されたメカニズムによって検証されることがある。
- 5. **サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関して報告を行う。**企業は自らのサプラ

イチェーンのデュー・ディリジェンス指針ならびにその実践に関し、公的な報告を行うべきである。その際、自社の持続可能性報告書、企業の社会的責任報告書または年次報告書が対象とする範囲を拡大することにより、鉱物サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する追加情報を盛り込むことが可能である。

#### 附属書II

# 紛争地域および高リスク地域からの 鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのための モデル・サプライチェーン指針

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出に関連して発生する可能性がある重大な悪影響のリスクを認識し、また人権を尊重し紛争には手を貸さないという責任があることを認識しつつ、我々は紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任ある調達に関する下記の指針を、紛争に対する意識の高い調達行為のための共通の参照として、そして採掘から最終消費者に至るまでの間の供給業者のリスク認識のための共通の参照として、これを採用し、広く普及させ、また供給業者との契約書もしくは合意書に盛り込むことを約束する。また我々は、紛争の資金調達に加担するあらゆる行動を控えることを約束するとともに、該当する国連制裁決議もしくは、必要に応じてそうした決議を実施させる国内法を遵守することを約束する。

# 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害

- 1. 我々は紛争地域および高リスク地域からの調達を行うか、もしくはそうした地域において操業を行うが、下記の行為がいかなる者の手で行われようとも、これを寛大に扱うこと、そこから利益を得ること、加担すること、支援すること、促進することは、決して行わない。
  - i) あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い。
  - ii) あらゆる形態の強制労働。これは懲罰の脅威のもとで何者かに強要されたものであり、当人が自発的に行うものではない労働やサービスの提供である。

<sup>1.</sup> この「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーン のためのモデル・サプライチェーン指針」は、鉱物サプライチェーン全体の関係者に対し て共通の参照を提供することを意図している。企業は指針モデルを、企業の社会的責任や 持続可能性、またはその他の同等・同様のテーマに関する自社の現行方針に組み込むこと が推奨される。

- iii) 最悪の形態の児童労働。<sup>2</sup>
- iv) 広範な性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待。
- v) 戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、 もしくは集団虐殺。

## 深刻な人権侵害に対するリスク管理

2. 上流の供給業者が、前記1に定義した深刻な人権侵害を行っている団体や組織から調達を行っていたり、これらと関係を結んでいたりするという相当のリスクが判明した場合、 我々は直ちにその業者との関係を中断もしくは停止する。

# 非政府武装集団3に対する直接的または間接的支援

- 3. 鉱石の採掘、輸送、取引、取扱い、または輸出を通じて行う非政府武装集団への直接または間接の支援を、我々は容認しない。この鉱石の採掘、輸送、取引、取扱い、または輸出を通じて行われる非政府武装集団への「直接または間接の支援」には、非政府武装集団およびその関連組織<sup>4</sup>からの鉱物の調達、同じく彼らに対する支払い、または彼らへの物流面や機器装備面の支援などが含まれる。(但しこれらに限らない。)こうした非政府武装集団およびその関連組織とは以下のような行為を一つないし複数行う者である。
  - i) 鉱山を違法に支配するか、もしくは輸送ルート、鉱物の取引拠点、およびサプライチェーンにおいて上流の関係者を支配する。5
  - ii) 鉱山へのアクセスポイント、輸送ルート沿い、鉱物の取引拠点等において、違法な 課税を行ったり、金銭や鉱物を恐喝<sup>6</sup>したりする。
  - iii) 中間業者や輸出企業、もしくは国際取引業者に対し、違法な課税や恐喝を行う。

<sup>2.</sup> 国際労働機関 (ILO) 「最悪の形態の児童労働条約 (第 182 号)」(1999 年) 参照。

<sup>3.</sup> 非政府武装集団を特定するには、企業は関連する国連安保理決議を参照すべきである。

<sup>4. 「</sup>関連組織」には、鉱物の採掘、取引、および取扱いを促進するために武装集団と直接取引している仲買人、混載業者(consolidators)、中間業者、およびサプライチェーン上のその他業者がある。

<sup>5.</sup> 鉱山、輸送ルート、鉱物の取引拠点、およびサプライチェーンの上流に位置する関係者の「支配」が意味するところは、i)採掘の監督。鉱山現場へのアクセス承認および下流の企業から中間業者、輸出企業、国際取引業者への販売のいずれかまたは両方を含む、ii)鉱物の採掘、輸送、取引、販売の強制労働の強要、iii)上流の企業または鉱山に対し、取締役もしくは役員として参加、あるいは受益権やその他の所有権等を保有。

<sup>6.</sup> 鉱山、輸送ルート、鉱物の取引拠点、または上流の企業からの「恐喝」が意味するところは、暴力やその他の懲罰の脅威の下、しかも自発的な申し出ではなく、多くの場合、鉱山現場の開発のためのアクセス認可や輸送ルートへのアクセス、もしくは鉱物の輸送、購入、販売の見返りとして、金銭や鉱物を要求することである。

## 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援のリスク管理

4. 上流の供給業者が、前記3に挙げた非政府武装集団に対し直接または間接の支援を提供する団体や組織から調達を行っていたり、関係を結んでいたりするという相当のリスクが判明した場合、我々は直ちにその業者との関係を中断もしくは停止する。

## 公的または民間の保安隊

- 5. 我々は、後述の 10 に従って、公的または民間の保安隊で、鉱山現場、輸送ルート、サプライチェーンの上流の関係者を違法に管理する組織や、鉱山へのアクセス地点や輸送ルート沿いおよび鉱物の取引拠点において違法な課税や金や鉱物の恐喝を行う組織、または中間業者、輸出企業、国際取引業者に対し違法な課税や恐喝を行う組織、に対する直接的または間接的な支援を排除することに同意する。<sup>7</sup>
- 6. 我々は、鉱山現場およびその周辺、そして輸送ルート沿いにおける公的または民間の保 安隊の役割とは、唯一、法規の維持であると認識している。これには人権の保護、鉱山 労働者の安全確保や施設・設備の保全、そして正当な採掘および取引活動に対する妨害 から鉱山現場または輸送ルートを保護することなどを含む。
- 7. 我々もしくはサプライチェーン上のいずれかの企業が公的または民間の保安隊と契約を交わす場合、そうした保安隊に「安全と人権に関する自主的原則」に従って業務に従事させることを我々が約束するか、もしくは保安隊にそうすることを我々は要求する。特に、我々は、著しい人権侵害に関与したとして知られる個人や一群を保安隊が絶対に採用しないように審査方針の導入を支援するか、またはその導入のための措置を講じる。
- 8. 我々は、公的保安隊による安全活動に対する支払いの透明性、配分比率の妥当性、および説明責任の改善に効果をもたらす解決策の考案に貢献するため、地方もしくは中央当局、国際機関、および市民社会組織との間に協力関係を構築するための努力を支援するか、もしくは関係構築のための措置を講じる。
- 9. 我々は、弱者的立場の団体、特にサプライチェーンの鉱石の採掘が零細または小規模採掘によって行われる場合、そうした零細採掘業者らが、公的または民間の保安隊が採掘現場に存在することによる悪影響に晒されることを回避もしくは最小限に留めるために、地方当局、国際機関、および市民社会組織との間に協力関係を構築するための努力を支援するか、もしくは関係構築のための措置を講じる。

# 公的または民間の保安隊のリスク管理

10. 前記 5 に挙げられたように、公的または民間の保安隊に対する直接的もしくは間接的 支援のリスクが相当に存在すると認めた場合には、そのリスクを防止または緩和する

<sup>7. 「</sup>直接的または間接的な支援」とは、企業が操業する国の政府に支払う法定の税金、手数料、採掘権料などを含む法的に求められる形の支援のことではない。(これら支払いの開示に関しては、下記 13 項を参照のこと。)

ために、我々は、サプライチェーンにおける企業の個々の位置に従って、上流の供給業者やその他の利害関係者と協力し、直ちにリスク管理計画を立案、採用し、実施する。そうした場合に、リスク管理計画の採用から 6 ヵ月以内に行った緩和の試みが失敗に終わった後には、我々は上流の供給業者との関係を中断するか停止する。 \* 前記 8 および 9 と相容れない活動に相当なリスクを見出した場合も、我々は同様の方法で対応する。

## 贈収賄および鉱物原産地の詐称

11. 我々はいかなる賄賂の申し出、約束、提供、または要求をも行わない。また、鉱物の 採掘、取引、出荷、輸送、および輸出のために政府に対して支払われる税金、手数料、 および採掘権料を偽ることを目的に、鉱物の原産地を隠匿または偽装するための賄賂 の誘いを受け付けない。<sup>9</sup>

## 資金洗浄

12. 採掘現場へのアクセス地点、輸送ルート沿い、または上流の供給業者によって鉱物取引が行われる拠点での違法な課税もしくは鉱物の恐喝に由来し、鉱物の採掘、取引、取扱い、輸送、もしくは輸出に起因または関連した資金洗浄の相当のリスクが認められた場合、我々は、資金洗浄の効果的な排除に貢献する取り組みを支援し、もしくは排除に貢献するための措置を講じる。

# 政府への税金、手数料、採掘権料の支払い

13. 我々は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、輸出に関連した税金、 手数料、採掘権料がすべて政府に確実に支払われるようにする。そして、サプライ チェーンにおける企業の位置付けに応じて、「資源採掘産業透明性イニシアティブ (EITI)」に規定された原則に従い、我々はそうした支払いについて開示することを約 束する。

<sup>8.</sup> 附属書 I のステップ 3(D)で詳述した通り、企業はリスク管理計画の採用後、緩和を必要とするリスクに対して追加的なリスク評価を行うべきである。リスク管理計画の採用後 6 ヵ月以内に、前述の 5 項にあるような、公的もしくは民間の保安隊に対する直接または間接支援のリスクを防止もしくは緩和するための測定可能な改善がない場合、企業は供給業者との関係を最低 3 ヵ月の一時中断または停止とすべきである。一時中断の場合、リスク管理計画は改訂され、取引関係の再開前までに漸進的な改善を達成するために必要なパフォーマンス目標が定められる場合がある。

<sup>9.</sup> OECD「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(1997年)、および国連「腐敗防止条約」(2004年)を参照のこと。

# 贈収賄、鉱物原産地詐称、資金洗浄、および政府への税金、手数料、 採掘権料支払いにかかるリスク管理

14. 我々は、妥当な時間軸の中で測定可能な措置を講ずることによって悪影響のリスクを防止または緩和するという観点から、そのパフォーマンスを改善し追跡するために、サプライチェーンにおける企業の位置付けに応じ、また必要に応じて、供給業者、中央もしくは地方政府当局、国際機関、市民社会組織、および影響を受ける第三者機関との協力関係を構築することを約束する。緩和の試みが失敗に終わった後には、我々は上流の供給業者との関係を中断するか停止する。<sup>10</sup>

<sup>10.</sup> 附属書 I のステップ 3(D)で詳述した通り、企業はリスク管理計画の採用後、緩和を必要とするリスクに対して追加的なリスク評価を行うべきである。リスク管理計画の採用後 6 ヵ月以内に、贈収賄、鉱物原産地詐称、資金洗浄、および政府への税金、手数料、採掘権料支払いにかかるリスクを防止もしくは緩和するための測定可能な改善がない場合、企業は供給業者との関係を最低 3 ヵ月の中断または停止とすべきである。一時中断の場合、リスク管理計画は改訂され、取引関係の再開前までに漸進的な改善を達成するために必要なパフォーマンス目標が定めてもよい。

#### 附属書 III

# リスク緩和のために推奨される措置、および改善を 測定するための指標

## サプライチェーン指針~安全保障および関連事項

#### リスク緩和:

以下で提示されるリスク緩和のための措置は、上流の企業による実施が個別に検討されるか、もしくは団体や共同評価チームによる実施や、これらを行うための適切な手段による実施が検討される場合がある。

- 関係する中央政府当局(鉱業省など)に対し、サプライチェーンにおける人権侵害 に関わる行為および搾取的行為について注意喚起する。
- 鉱物への違法な課税や恐喝行為が行われている地域において、上流の中間業者および混載業者(consolidators)が公的および民間の保安隊に行った支払いの内容を、下流の業者もしくは公に対し確実に開示するよう、緊急措置をとる。
- 中間業者および混載業者(consolidators)に協力し、これら業者らが治安の動向や保安 隊への支払いについて文書化する能力の強化を支援する。
- 零細・小規模採掘事業者("ASM")からの調達を行いつつ、これら ASM コミュニティと地方政府、および公的または民間の保安隊との間で安全保障体制を正式化してゆくことを支援し、またこの時必要に応じて国際機関や市民社会組織と協力し、支払いが自由に行われ、かつ提供されたサービスに見合ったものとなることを確実なものにする。また、「安全と人権に関する自主的原則」、「国連 法執行官のための行動綱領」、「国連 法執行官による武力および銃器の使用に関する基本原則」と調和した協力のルールを明らかにする。
- 情報共有および情報伝達のための地域の公開フォーラムの設置を支援する。

#### サプライチェーン指針~安全保障および関連事項 (続き)

- 保安隊が提供するサービスへのへの支払いを行うため、信託およびその他類似の基金の設置を、必要に応じて支援する。
- 保安隊の能力強化を支援するために、国際機関および市民社会組織との協力関係を 必要に応じて構築する。この能力強化は、鉱山現場においては「安全と人権に関す る自主的原則」と、そしてさらに「国連 法執行官のための行動綱領」、または「国 連 法執行官による武力および銃器の使用に関する基本原則」と調和がとれたもの とする。

さらに情報を要する場合は、多数国間投資保証機関の「安全と人権に関する自主的原則:主要現場のための実施用ツールキット(An Implementation Toolkit for Major Sites)」(2008年)、赤十字国際委員会による武装警察官および警備担当者のための訓練用リソース、「民間軍事会社のための国際行動規範(International Code of Conduct for Private Security Service Providers)」(2010年)を参照のこと。

**改善度測定のために推奨される指標**:例えば、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「指標プロトコル・セット:人権」、「鉱業・金属セクター補足書(第三版)、指標 **HR8**:業務に関連した人権についての組織の方針および手順に従い、訓練を受けた警備担当者の比率」、を参照。指標の詳しい解説については、各指標の注釈を参照のこと。指標に関する報告および、地域社会や女性にとってのリスクなどの関連情報収集についての手引きは、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」および「鉱業・金属セクター補足書(第三版)」を参照のこと。

鉱山原産の鉱物または保安隊のいるルート経由で輸送された鉱物に関しては、公的または民間の保安隊が上流の業者に対して不法な課税や恐喝を行った際,バッチごとの鉱物と金銭の割合、および、治安の提供と支払いに関する取り決めの特徴と種類を含んだ公的または民間の保安隊への支払いの特徴と種類。

# サプライチェーン指針〜安全保障ならびに、 零細採掘事業者の悪影響への曝露

#### リスク緩和:

零細採掘事業の地域からの調達が行われる場合、以下で提示されるリスク緩和のための措置について、上流の企業による実施が個別に検討されるか、もしくは団体や共同評価チームによる実施や、これらを行うための適切な手段による実施が検討される場合がある。

協同組合、団体、またはその他会員組織の形成などを通じて零細採掘セクターの漸進的な専門職化を進め、このセクターを正式なものにしようとするホスト国政府の取組みを支援することにより、零細採掘事業者が人権侵害的行為に晒されるリスクを最少にする。

このリスク緩和の実施に関するさらに詳細な手引きは、「責任あるジュエリー協議会」による「基準ガイダンス」の「COP 2.14 零細・小規模採掘事業」、特に「物品・サービスを極力地元で調達することによる広範な地域社会の支援/地域社会との関係構築の条件としての児童労働の排除/ジェンダーの認識と権限移譲プログラムを通じての零細・小規模採掘事業者コミュニティにおける女性を取り巻く環境の改善」を参照のこと。

**改善度測定のために推奨される指標**:例えば、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「指標プロトコル・セット:社会」、「鉱業・金属セクター補足書(第三版)、指標 MM8: 採掘現場およびその近傍で零細・小規模採掘が行なわれている数(もしくは比率%)/関連するリスクとそのリスクを管理し緩和するための措置」を参照。指標の詳しい解説については、各指標の注釈を参照のこと。指標に関する報告および、関連情報収集についてのガイダンスは、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」および「鉱業・金属セクター補足書(第三版)」を参照のこと。

## サプライチェーン指針~賄賂および鉱物の原産国詐称

#### リスク緩和:

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスを実施する上で、供給業者、とりわけ中小の業者、の能力強化を目的として、上流に位置する企業は、団体や評価チーム、もしくはその他適切な手段によって協力することができる。

**改善度測定のために推奨される指標**: 改善の指標は、本ガイダンス中の工程に基づいたものである必要がある。例えば、指標には次のようなものを含む。「下流に対して開示される情報/加工・流通過程管理もしくは導入されているサプライチェーン透明性システムの特徴/特に加工・流通過程管理および透明性システムから生み出された情報の検証のためのサプライチェーンのリスク評価およびリスク管理の特徴と形式/能力開発訓練およびその他サプライチェーンのデュー・ディリジェンスのための業界の取組みの両方またはいずれかへの企業の関与」

## サプライチェーン指針~資金洗浄

#### リスク緩和:

以下で提示されるリスク緩和のための措置として、上流の企業による実施が個別に検討されるか、もしくは団体や共同評価チームによる実施や、これらを行うための適切な手段による実施を検討することができる。

- 供給業者、顧客、および取引用に危険信号を作成し、不審な行為や活動を特定する。
- すべての供給業者、ビジネスパートナー、および顧客の身元を特定、検証する。
- 犯罪活動が疑われる行動を、地方、国、地域、および国際的な法執行機関に通報する。

さらに情報を求める場合は、金融活動タスクフォースの「資金洗浄およびテロリスト資金調達対策のためのリスクに基づくアプローチに関するガイダンス(Guidance on the risk-based approach to combating money laundering and terrorist financing)」を参照。

**改善度測定のために推奨される指標**: 改善の指標は、本ガイダンス中の工程に基づいたものである必要がある。例えば、潜在的な指標としては次のようなものがある。「サプライチェーン指針/下流に対して開示される情報、加工・流通過程管理もしくは導入されているサプライチェーン透明性システムの特徴/特に加工・流通過程管理および透明性システムから生み出された情報の検証のためのサプライチェーンのリスク評価およびリスク管理の特徴と形式/能力開発訓練およびその他サプライチェーンのデュー・ディリジェンスのための業界の取組みの両方またはいずれかへの企業の関与」。

# サプライチェーン指針~政府に支払われる税金、手数料、採掘権料の透明性 リスク緩和:

以下で提示されるリスク緩和のための措置として、上流の企業による実施が個別に検討されるか、もしくは団体や共同評価チームによる実施や、これらを行うための適切な手段による実施を検討することができる。

- 「資源採掘産業透明性イニシアティブ」の実施を支援する。
- 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、および輸出を目的として、 政府に対して支払う税金、手数料、採掘権料に関する情報を、個々に(集計せずに) 公開することを支援する。
- 関係する地方および中央政府当局に対し、税金や料金の回収および監視における問題点を指摘する。
- これら当局が任務を効果的に遂行するための能力開発訓練を支援する。

企業がこの EITI を支援する方法に関しては、http://eiti.org/document/businesguide を参照。

**改善度測定のために推奨される指標**:例えば、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「指標プロトコル・セット:経済」、「鉱業・金属セクター補足書(第三版)、指標 **EC1**: 創出され分配される直接的経済価値、収益・営業費用・従業員給与・寄付およびその他の市域社会投資・利益剰余金・出資者および政府への支払いを含む」を参照。指標の詳しい解説については、各指標の注釈を参照のこと。指標に関する報告および、関連情報収集についてのガイダンスは、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「サステナビリティ・リポーティングサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」および「鉱業・金属セクター補足書(第三版)」を参照のこと。

すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書(仮訳)

# 範囲および定義

本補足書では、紛争地域または高リスク地域からのすず、タンタル、およびタングステン (以後、鉱物と言う)のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関し、鉱物サプライチェーン内での位置づけの違いに応じて、個別のガイダンスを提供する。ここでは、サプライチェーンの上流および下流の企業の役割を区別した上で、さらにそれに応じた上流と下流の企業それぞれに対するデュー・ディリジェンス勧告を区別して示す。

本補足書において、「上流」とはサプライチェーンにおける鉱山から精錬/精製業者までのことを指し、「上流の企業」とは、採掘業者(零細・小規模から大規模生産者まで)」、地元の取引業者、鉱物原産国からの輸出業者、国際収集取引業者(international concentrate traders)、鉱物再加工業者、精錬業者/精製業者などのことである。「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」およびこの「すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書」(以下、「ガイダンス」と言う)では、特に、こうした企業が、自社で保有する鉱物を対象とした管理システムを社内に構築すること(加工流通過程管理またはトレーサビリティ)、また、現場にて評価チームを結成することを勧告している。こうしたチームは、上流の企業同士で協力し合って共同で設置する場合もある。そしてチームの目的は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出を巡る環境の質的側面に関する、検証可能で信頼性の高い、最新の情報を生成し共有することである。本ガイダンスでは、こうした上流の企業に対し、リスク評価の結果を自分達より下流に位置する買い手企業に提供すること、ならびに精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス活動に独立の第三者もしくは制度化されたメカニズムによる監査を受けさせることを求めている。

一方、「下流」とは、鉱物サプライチェーンの精錬/精製業者から小売り業者までのことを指し、「下流の企業」とは、金属取引業者、部品製造業者、製品製造業者、OEM業者(受託製造業者)、および小売業者などのことである。本ガイダンスでは特に、これら下流の企業が可能な限り、そのサプライチェーンにおける精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス工程を特定、確認し、それが本ガイダンス中で提案されているデュー・ディリジェンス手法に従っているか評価するよう勧告している。下流の企業は、精錬/精製業者によるガイダンスの遵守状況を評価しようとする業界全体の取組みに参加することも可能であり、また精錬/精製業者が本ガイダンスの勧告に従うことを支援する目的でこうした取組みが提供している情報を利用することもできる。

<sup>1. 「</sup>上流の企業」に含まれるのは、零細または小規模の生産事業体であり、個人や零細事業 者の非公式な作業グループではない。

この区別が映し出す事実は、企業が所有する鉱物が精錬を通過し、精製された金属が最終製品に用いられる様々な部材の小さな一部となって消費者市場に送られてしまった後は、その鉱物の追跡に基づいた内部の管理メカニズムは一般的に機能しなくなるということである。こうした現実的な困難が立ちはだかるために、下流の企業は、自らの直近の供給業者に対する管理体制を内部に構築すべきであり、また下流の企業は、業界全体の取組みを通じてその努力を調整し、下請供給業者(サブサプライヤー)に対する影響力を持つこともできれば、現実的な課題を克服することも、本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス勧告の内容を効果的に果たすこともできる。

## 本補足書の適用を促す危険信号

本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域において操業する関係者、もしくは紛争地域および高リスク地域からのすず(錫石)、タンタル(タンタライト/タンタル石)、タングステン(鉄マンガン重石)もしくはこれらの派生物を潜在的に供給しているか、または使用している関係者に対して適用される。企業は、事前に自らの鉱物または金属調達行為を見直し、本ガイダンスが適用されるかどうか判断しておく必要がある。以下に挙げる危険信号が、本ガイダンス中のデュー・ディリジェンスの基準および工程を適用する契機となる。

### 鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号:



鉱物が、紛争地域または高リスク地域を原産地とするか、またはこれら地域を輸送の際に経由している。 $^2$ 



鉱物が、既知埋蔵量が限られ、期待資源または予想生産水準が疑問視されている 国を原産地として申告されている。(つまり、ある国から出荷されたとして申告された鉱物の量が、同国の既知埋蔵量や予想生産量の水準と調和しない場合。)



鉱物が、紛争地域および高リスク地域からの鉱物が輸送中に通過することが知られている国を原産地として申告されている。

#### 供給業者に関する危険信号:



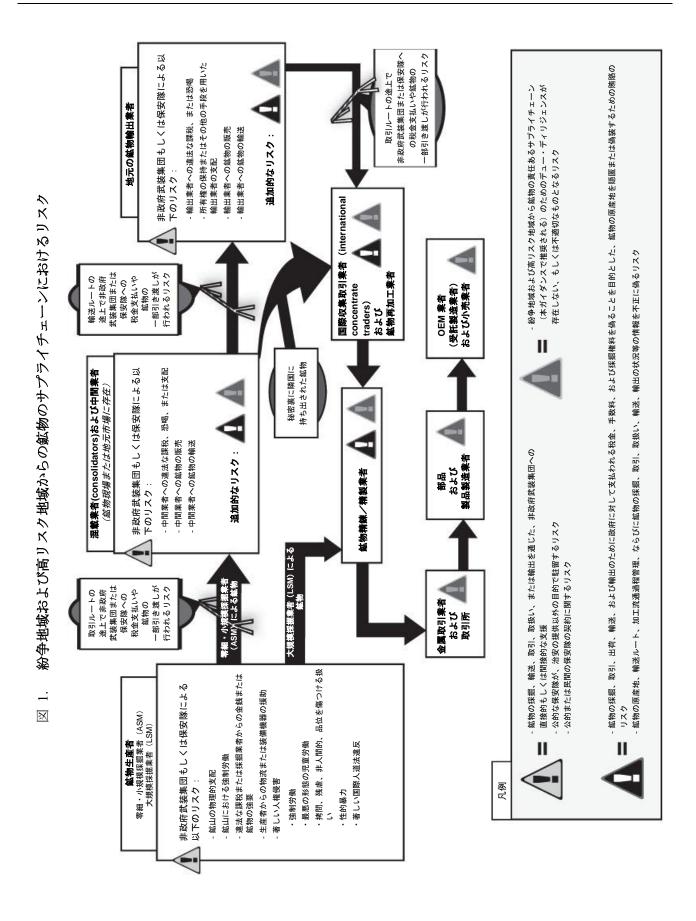
企業にとっての供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、前述の危険信号の 原産地や経由地のいずれかから鉱物を供給したり、そこで操業したりする企業の 株式を保有しているか、またはその他の利害関係を有する。



企業にとっての供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、過去12ヵ月間に前 述の危険信号の原産地や経由地から鉱物を調達したことが知られている。

サプライチェーン内のある企業が、同社の所有する鉱物が「危険信号の原産地または経 由地」からのものかどうか判断できない場合、本ガイダンスのステップ 1 へ進む。

<sup>2.</sup> 紛争地域および高リスク地域の定義および指標については、ガイダンスを参照のこと。



#### ステップ1:強固な企業管理システムの構築

**目的**:企業内の現行のデュー・ディリジェンスおよび管理システムが紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関連したリスクに確実に対処するようにすること。

- A. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物のサプライチェーン指針を採用し、 これにコミットする。この指針は、サプライチェーン内のすべての企業に当てはま るものであり、以下の内容を含む。
- 1. 鉱物の採掘、輸送、取扱い、取引、加工、精錬、精製、合金化、および輸出に関する共 通の参照のための原則を規定した指針の公約であり、これに照らし合わせて、企業は、 自社ならびに供給業者の活動と関係を評価する。この指針は、附属書II のモデル・サプ ライチェーン指針に示された基準と調和したものでなくてはならない。
- 2. 明確で首尾一貫した管理工程により、適切なリスク管理を確実に行う。企業は、本ガイ ダンス中で特定される様々なレベルのために概説されるデュー・ディリジェンスのス テップおよび勧告に対しコミットしなくてはならない。
- B. 内部管理システムを構築し、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを 支援する。サプライチェーン内の企業は、以下の内容を行う。
- 1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程を監督するのに必要な能力、知識、および経験を有する上級スタッフに、権限と責任を割り当てる。
- 2. これらの工程の実施および監視を支援するために必要な資源を確保する。3
- 3. 企業の方針をはじめとした重要情報が、関係する従業員や供給業者に確実に行き渡る組織構造およびコミュニケーション工程を導入する。
- 4. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程実施に関する内部説明責任 (internal accountability) を確保する。
- C. 鉱物サプライチェーンの統制と透明性のためのシステムを構築する。
- C.1. 個別の勧告 地元の鉱物輸出業者向け
- 1. 次に挙げる情報を収集4し開示する。開示先は、まず直近の下流の購入者であり、彼らが

<sup>3.</sup> ISO9001 (2008年)、4.1(d)。

<sup>4.</sup> デュー・ディリジェンスとは、能動的かつ受動的で継続的な工程であり、それ故に情報は集められ、徐々に積み上げられてゆくが、その間、本ガイダンスの様々な段階を経てゆく中でその質が次第に向上してゆく。この様々な段階とは、供給業者とのコミュニケーション(例えば、ステップ 1(c)、1(d)で説明される契約条項や、その他の工程)や、確立した加工・流通過程管理もしくは透明性管理(ステップ 1(c.4)参照)、リスク評価(附属「上流の企業のリスク評価のためのガイドノート」中のステップ 2(I)参照)などである。

サプライチェーンの次に下流の者へと伝達する。もう一つの開示先は、紛争地域および 高リスク地域からの鉱物に関する情報収集と情報処理の権限を委ねられて設置された、 地域的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズムである。

- a) 鉱物の採掘、取引、輸送および輸出を目的として、政府に支払われるすべての税金、 手数料、または採掘権料。
- b) 鉱物の採掘、取引、輸送および輸出を目的とした、政府関係者に対するその他支払 い。
- c) サプライチェーンにおける採鉱以降のすべてのポイントにおいて、公的または民間 の保安隊もしくはその他武装集団に対して支払われた税金およびその他支払い。
- d) 当該輸出業者の所有権(受益所有権を含む)および企業構造。役員および取締役の 氏名、業界や政府、政治または軍部と企業及び役員の関係も含む。
- e) 鉱物の原産地となる鉱山。
- f) 採掘の量、日付、および方法 (零細・小規模もしくは大規模採掘事業)。
- g) 鉱物が取り纏められ、取引され、加工、または価値を高められた場所。
- h) サプライチェーンの上流の中間業者、混載業者(consolidators)、およびその他の関係業者の身元。
- *i*) 輸送ルート。

# C.2. 個別の勧告 - 国際収集取引業者 (international concentrate traders) および 鉱物再加工業者向け

- 1. 前述の開示要件を、地元輸出業者との商業契約書の中に盛り込む。5
- 2. 以下の情報を収集し、次の両者に開示する。直近の下流の購入者ならびに、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報収集と情報処理の権限を委ねられて設置された、地域的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズム。
  - a) 輸出、輸入、および再輸出に関連するすべての文書。輸出、輸入、および再輸出の ために行われたすべての支払い記録、および公的または民間の保安隊もしくはその 他の武装集団への税金やその他の支払いのすべての記録を含む。
  - b) すべての直近の供給業者(地元輸出業者)の身元。
  - c) 地元輸出業者から提供された全情報。

#### C.3. 個別の勧告-精錬/精製業者向け

<sup>5.</sup> 地元輸出業者から求められた情報を入手・維持するのは、国際収集取引業者 (international concentrate traders) の責務である。これは、輸出業者らが上記勧告に従っているか否かを問わない。

- 1. 前述の開示要件を、国際収集取引業者 (international concentrate traders)、鉱物再加工業者、および地元輸出業者との商業契約書の中に盛り込む。 <sup>6</sup>
- 2. 下記で概略を示す加工流通過程管理およびトレーサビリティシステムから得られた情報を、5 年以上維持する<sup>7</sup>。コンピュータ上でデータベース化しておくことが望ましく、こうした情報は、下流の購入者ならびに紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報収集と情報処理の権限を委ねられて設置された地域的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズムが利用出来るようにする。

#### C.4. 個別の勧告ーすべての上流の企業向け

- 1. 「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」が発せられる場所から調達された鉱物に関する次に挙げる情報を、集計せずに個別ベースで生成する加工流通過程管理およびトレーサビリティシステムの両方またはいずれかを導入する。なお、こうした情報は文書で補足されていることが望ましい。それらの情報とは、鉱物の原産地となる鉱山/採掘量および日付/鉱物が統合・取引・加工された場所/鉱物の採掘・取引・輸送および輸出を目的として政府関係者に支払われるすべての税金・手数料・採掘権料またはその他の支払いすべて/公的または民間の保安隊もしくはその他武装集団への税金およびその他の支払いすべて/サプライチェーンの上流の関係業者の身元/輸送ルート。8
- 2. 本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス基準および工程に従って入手し維持される情報は、下流の購入者ならびに紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報収集と情報処理の権限を委ねられて設置された地域的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズムが利用出来るようにする。
- 3. 現実的に可能であれば、現金による購買は避け、また鉱物の購入に際し現金払いを避けられなかった場合については、検証可能な書類をもって裏付けるようにする。またその支払いは、公的な銀行を通じて支払われることが望ましい。<sup>9</sup>
- 4. 資源採掘産業透明性イニシアティブ<sup>10</sup>のもとで規定されている原則および基準の実施を 支援する。

<sup>6.</sup> 国際収集取引業者 (international concentrate traders) および地元輸出業者から求められた情報を入手・維持するのは、精錬/精製業者の責務である。これは、こうした取引業者や輸出業者らが上記勧告に従っているか否かを問わない。

<sup>7.</sup> FATF (金融活動タスクフォース) 勧告 10 を参照のこと。また、その附属書 II の「キンバリープロセス認証制度 (Kimberley Process Certification Scheme)」ならびに「キンバリープロセス・モスクワ宣言 (Kimberley Process Moscow Declaration)」も併せて参照のこと。

<sup>8. 「</sup>ITRI サプライチェーン・イニシアティブ」を参照。特に、そのテンプレート (付属 8、9、 10) および付属 3 の関連書類リスト。

<sup>9.</sup> 金融機関は、自社サービスの提供を目的に顧客のデュー・ディリジェンスを実施する際には、本ガイダンスおよび補足書を参照し、本ガイダンスに遵守していることを自らの意思決定において考慮することが推奨される。

<sup>10.</sup> 資源採掘産業透明性イニシアティブの情報は、*http://eiti.org/を*参照のこと。また、企業による EITI 支援に関しての情報は、*http://eiti.org/document/businessguide* を参照。

#### C.5. 個別の勧告—すべての下流の企業向け

- 1. 企業のサプライチェーン上の精錬/精製業者の身元確認を可能にするサプライチェーン透明性システムを導入する。このシステムを通じて、「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」が発せられる場所から調達された鉱物のサプライチェーンに関する次の情報を入手する必要がある。その情報とは、各精錬/精製業者のサプライチェーンにおける鉱物のすべての原産国、輸出国、および経由国、である。その企業規模および他の要因により、直近の供給業者の上流の関係企業を特定することが困難な企業は、共通の供給業者と取引のある業界メンバーや、取引のある下流の企業と積極的に協力し、サプライチェーン内の精錬業者を特定する。
- 2. 関連する記録を 5 年以上維持する。コンピュータ上でデータベース化することが望ましい。
- 3. 供給業者に関するデジタル情報共有システム<sup>11</sup>を拡張し、精錬/精製業者までをも含めるように支援する。また、紛争地域および高リスク地域からの鉱物サプライチェーン内の供給業者のデュー・ディリジェンスを評価するためのシステムを採用する。その際、業務上の機密保持およびその他の競合上の懸念<sup>12</sup>を考慮し、本ガイダンス中で推奨される基準および工程を活用する。
- D. 供給業者との関係を強化する。サプライチェーン内の企業は、供給業者が、附属書Ⅱと整合性の取れたサプライチェーン指針および本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス工程に確実にコミットするようにさせる。そのために企業が行うべきは以下の通りである。
- 1. 現実的に可能であれば、供給業者に対する影響力を育てるために、供給業者との間に、 短期の関係や一度きりの契約ではなく、長期の関係を構築する。
- 2. 供給業者に対し、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンに対する自分達の期待を伝達する。また、本ガイダンスに規定されたサプライチェーン指針およびデュー・ディリジェンス工程を、適用と監視<sup>13</sup>が可能な供給業者との間で交わす商業契約書および合意書の両方またはいずれかの中に盛り込む。その際、必要と見なせば、供給業者に対する抜き打ち検査を行う権利と、供給業者の書類にアクセスする権利を含める。
- 3. 供給業者がそのパフォーマンスを向上させ、また企業のサプライチェーン指針に適合で

<sup>11.</sup> 例えば、E-TASC: http://e-tasc.com のような供給業者デジタル情報システムを参照。

<sup>12.</sup> 業務上の機密保持およびその他の競争上の懸念が意味するのは、価格情報ならびに供給業者関係である。これは、今後発展する解釈を妨げない。すべての情報は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報の収集・処理を委ねられて設置された、地域的または国際的な、制度化されたメカニズムに開示される。

<sup>13.</sup> 供給業者の監視ならびに違反の管理に関する情報は、ステップ  $2\sim5$  を参照。

きるよう、その能力を支援および構築する方法を検討する。14

- 4. 供給業者とともに測定可能な改善計画を考案することを約束する。リスク緩和を続ける際、適切で必要な場合は、地方および中央政府、国際機関、市民社会組織の参加も仰ぐ。<sup>15</sup>
- **E. 企業レベルで苦情処理メカニズムを構築する。** サプライチェーンにおける位置 づけに応じて、企業が行う可能性があるのは以下の通り。
- 1. あらゆる利害関係者(影響を受ける人々や内部告発者)が、紛争地域および高リスク地域における鉱石の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる環境について懸念を申し立てることのできる仕組みを作り上げる。企業は、自身の事実評価およびリスク評価に加え、この仕組みによりサプライチェーンにおける諸問題のリスクに関して警戒態勢をとることができる。
- 2. そのような仕組みを企業自らの手で直接、またはその他の企業や組織と協力した取り組みにより、もしくは外部の専門家または団体(オンブズマンなど)に依頼して設置する。

<sup>14.</sup> ステップ 3「リスク緩和」参照。

<sup>15.</sup> ステップ 3「リスク緩和」参照。

#### ステップ2:サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

**目的**:紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる状況にまつわるリスクを特定し、評価すること。

#### I. 上流の企業

上流の企業は、加工流通過程管理および鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる状況を明らかにし、附属書 II の紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関するモデル・サプライチェーン指針と照らし合わせることにより、そうした状況のリスクを特定・評価することが期待される。上流の企業同士が、本章の勧告を実行するにあたって、協力しあって共同の取り組みを進めることができる。しかし、各企業は自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

- A. 鉱物サプライチェーンのリスク評価の範囲を特定する。本補足書の冒頭で示された「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」および「供給業者に関する危険信号」により本ガイダンス適用の必要が生じた鉱物および供給業者についてリスク評価の対象とするために、精錬/精製業者、国際収集取引業者(international concentrate traders)、および鉱物再加工業者は、ステップ1で得られた情報を検討する。
- B. 企業の進行中および計画中のサプライチェーンを取り巻く実際の状況を明確に描く。上流の企業は、紛争地域および高リスク地域の背景を評価する必要がある。それは、すべての上流の企業の加工流通過程管理、活動状況、および相互関係を明確化することや、鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出が行われている場所ならびにその質的な状況を明らかにすることである。サプライチェーンを明確に描き、リスクを効果的に識別するために、上流の企業はステップ1で収集され維持される情報を信頼し、さらに最新の現場情報を入手し維持することが必要である。「附属:上流の企業のリスク評価のためのガイドノート」を参照すれば、現場評価チーム(以後「評価チーム」)の設置に関する手引きが示されており、検討用に推奨される質問項目が列挙されている。評価チームは紛争地域および高リスク地域にて操業する企業、またはこうした地域から供給を行う上流の企業が共同で設置することもある。上流の企業は個別に責任を持ち続けながら、評価チームが提示する以下の勧告すべてに従い、またそれらに対応する。
- C. サプライチェーンにおけるリスクを評価する。企業は、サプライチェーンを取り巻く実際の状況をモデル・サプライチェーン指針と照らし合わせて質の面から評価し、サプライチェーンのリスクを判断する必要がある。
- 1. 次に挙げるような適用可能な基準を確認する。

- a) 附属書 II と一致した企業のサプライチェーン指針の原則および基準。16
- b) 企業が本籍を置く国もしくは(該当する場合は)企業が株式を公開している国の法律。鉱物の原産国である可能性が高い国の法律。鉱物が経由する国や、再輸出される国の法律。
- c) 企業の操業や取引関係を支配する法的文書。例えば、融資契約書、受委託契約書、 供給契約書。
- d) その他関連する国際的な文書類。例えば、OECD 多国籍企業行動指針、国際人権法および人道法。
- 2. サプライチェーンにおける状況 (特に、付属の中で概説されている推奨模範質問に対する回答) が関係する基準に適合しているかどうか判断する。実際の状況と基準との間に 不一致が十分にあれば、潜在的な悪影響を伴うリスクとして考慮すべきである。

#### II. 下流の企業

下流の企業は、自社と取引する精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス行為を本ガイダンスに照らし合わせて評価することにより、そのサプライチェーンにおけるリスクを特定する必要がある。下流の企業で、自分たちにとっての直接の供給業者と他の上流の企業とを区別することが(企業規模やその他の要因により)難しい場合、サプライチェーンにおける精錬/精製業者を識別してそれら業者のデュー・ディリジェンス行為を評価するために、もしくは精錬/精製業者が調達を行っていく上で本ガイダンスの要求を満たしているかどうかを業界の認証制度を通じて確認するために<sup>17</sup>、共通の供給業者と取引関係にある業界メンバー、または本章の勧告を実施する上での取引関係がある下流の企業と積極的に協力することができる。下流の企業は、自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

A. サプライチェーン内の精錬/精製業者を最善の努力によって特定する。下流の企業は、自身のサプライチェーンで利用される精製金属を生産する鉱物精錬/精製業者を特定することを目指すべきである。これを行うには幾つか方法がある。例えば、企業にとって直近の供給業者との極秘の話し合いを通じて行う、供給業者との契約書に機密情報の開示要求を織り込むことによって行う、本ガイダンス中の要求を満たす精錬/精製業者を直近の供給業者に対して特定することによって行う、サプライチェーンの上流の関係業者を開示してゆくという業界全体の枠組みを通じて行う、などである。18

<sup>16.</sup> 上述のステップ 1(A)および附属書 II を参照。

<sup>17.</sup> EICC および GeSI 精製業者検証制度を参照。

<sup>18.</sup> ステップ 1(C) (「鉱物サプライチェーンに対する内部統制の確立」) およびステップ 1(D)を 参照。

- B. 鉱物サプライチェーンのリスク評価の範囲を特定する。サプライチェーンで用いられる精製金属を生産する精錬/精製業者の特定が済んだら、下流の企業はそうした精錬/精製業者と協力し、彼らから、鉱物の原産国、経由国、そして鉱山から彼ら業者までを結ぶ輸送ルート、などに関する情報を手始めに入手する。本補足書の冒頭で示された「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」および「供給業者に関する危険信号」により本ガイダンス適用の必要が生じた鉱物および供給業者についてリスク評価の対象とするために、下流の企業は、ここで得られた情報およびステップ1で得られた情報を検討する。
- C. 精錬/精製業者が、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスの全要素を実施したか否かを評価する。
- 1. 精錬/精製業者によるデュー・ディリジェンス行為の証拠を入手する。
- 2. 評価チームから得られた情報を検討する。19
- 3. 精錬/精製業者によるデュー・ディリジェンス行為の証拠を、本ガイダンス中のサプライチェーン指針およびデュー・ディリジェンス工程と照らし合わせることにより、クロスチェックする。
- 4. 精錬/精製業者と協力し、能力向上、リスク緩和、およびデュー・ディリジェンスのパフォーマンス改善のための方策を見出すことに貢献する。その際、業界主導の取組みを通じて行うことも含む。
- D. 必要な場合は、鉱物の精錬/精製業者の施設にて共同で現場確認を実施する。 業界主導のプログラムへの参加を通じてこれを行うことも含む。

<sup>19. 「</sup>附属:上流の企業のリスク評価のためのガイドノート」参照。

#### ステップ3:特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

**目的**: 悪影響を防止もしくは緩和するため、特定されたリスクを評価し、それに対処すること。企業は本章の勧告を、他と協力し、共同の取組みを通じて実施することができる。しかし、各企業は自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

- **A. 任命された経営上層部に対し、結果を報告する。**その際、集まった情報、およびサプライチェーンのリスク評価で特定された現実のリスクと潜在的なリスクについて概説する。
- B. リスク管理計画の立案と採用。企業は、ステップ 2 で特定されたリスクへの企業の対応について概説したサプライチェーンのリスク管理計画を採用し、次のいずれかの方法でリスク管理を行う。i) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を継続する。ii) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を一時停止する。iii) 緩和の取組みが実施不可能もしくは許容不可となった場合、供給業者との関係を解消する。リスク管理計画を採用し、正しいリスク管理戦略を決定するために企業が行うべきは以下の通りである。
- 1. 特定されたリスクが、供給業者との関係の継続、一時停止、もしくは解消のいずれかに よって緩和することができるか否かの判断を行うために、附属書 II の紛争地域および高 リスク地域からの鉱物についてのモデル・サプライチェーン指針を検討する、もしくは 企業自身の内部指針が附属書 II と調和した内容であればこれを検討する。
- 2. *測定可能なリスク緩和の取組みを通じて、供給業者との関係解消を必要としないリスクを管理する。*測定可能なリスク緩和の取組みは、妥当な時間軸の中で、パフォーマンスの漸進的な改善を促進することを目的とすべきである。リスク緩和のための戦略立案の際に、企業が行うべきことは以下の通りである。
  - a) 特定されたリスクを非常に効果的に防止または緩和することのできる上流の供給業者に対して影響力を構築することを検討し、必要に応じてその措置を取る。
    - i) 上流の企業 悪影響を及ぼす重大なリスクを非常に効果的かつ直接的に緩和することのできるサプライチェーン内の関係企業に対して、上流の企業は、自身のサプライチェーン内での位置付けに応じて、大きな実際の影響力または潜在的な影響力を有する。上流の企業が、取引を継続しつつもしくは一時停止の策を取りながらリスク緩和を続ける決定をするなら、緩和の取組みは妥当な時間軸の中で漸進的に悪影響を排除することを視野に入れ、適切な利害関係者との間に必要に応じて建設的に関係を構築する方法を探し出すことに焦点を当てる

べきである。<sup>20</sup>

- ii) 下流の企業 下流の企業の場合、自身のサプライチェーン上での位置付けに応じて、悪影響を及ぼすリスクを非常に効果的かつ直接的に緩和することのできる上流の供給業者に対する影響力を行使すること、または影響力を構築した上で行使してゆくことが推奨される。下流の企業が、取引を継続しつつもしくは一時停止の策を取りながらリスク緩和を続ける決定をするなら、その緩和の取組みは、供給業者がデュー・ディリジェンスを実施しそのパフォーマンスを改善できるよう、供給業者の価値の方向付けと能力開発訓練に焦点を当てたものになるべきである。企業は、関係する国際機関、非政府組織(NGO)、利害関係者やその他の専門家らと協力して、業界団体に対しデュー・ディリジェンス能力訓練の規格開発と実施を促してゆくべきである。
- b) 供給業者および影響を受ける利害関係者と協議し、リスク管理計画中の測定可能なリスク緩和の戦略について合意する。測定可能なリスク緩和は、その企業の特定の供給業者およびその業者が事業を行う際の状況に応じて調整される必要があり、また、妥当な時間軸におけるパフォーマンス目標を明確に打ち出すことと、改善を測定するための質的および量的な指標のいずれかまたは両方を含むことが必要である。
  - i) 上流の企業 事業上の機密保持およびその他の競争上の懸念<sup>21</sup>に対して適切な配慮をしつつ、サプライチェーンのリスク評価と、サプライチェーン管理計画を公表し、地方および中央政府当局、上流の企業、地元市民社会、および影響を受ける第三者がこれを入手・閲覧できるようにする。また、企業は影響を受ける利害関係者がリスク評価および管理計画を検討するための十分な時間を与え、リスク管理に対する質問、懸念、および代替案に対応し、また適切な配慮を示す。
- C. リスク管理計画を実施し、リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡し、 任命された経営上層部にこれを報告する。さらに、緩和の試みが失敗に終わっ た際には供給業者との関係を一時停止するか解消するかを検討する。
- 1. **上流の企業** 上流の企業は、地方および中央当局、上流の企業、国際機関、または市民 社会組織、および影響を受ける第三者と協力または協議の上、リスク緩和を実施し、そ のパフォーマンスを監視・追跡する。上流の企業は、リスク緩和のパフォーマンスを監 視するために、地域社会監視ネットワークの創設やその支援を希望することがある。
- D. 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およ

<sup>20.</sup> 推奨されるリスク管理戦略に関しては附属書 II を参照。附属書 III ではリスク緩和措置が 提案されており、改善測定用の指標も幾つか推奨されている。リスク緩和に関する詳細な 手引きは本ガイダンスの実施フェーズで登場予定。

<sup>21.</sup> 脚注 12 を参照。

**びリスクについての追加的な評価を引き受ける。**<sup>22</sup> サプライチェーンのデュー・ディリジェンスは動的な工程であり、継続的なリスク監視を必要とする。リスク緩和戦略を実施に移した後、企業はステップ 2 を繰り返し、効果的なリスク管理を確実に行わなくてはならない。さらに、企業のサプライチェーンにいかなる変化があった際にも、悪影響を防止・緩和するために、幾つかのステップを繰り返すことが必要になることがある。

<sup>22.</sup> 状況の変化の判定は、企業の加工・流通過程管理の文書化状況や鉱物の原産地および輸送ルートとしての紛争地域の事情の継続的監視を通じ、リスクへの配慮に基づいて行われるべき。状況の変化には、加工・流通過程や原産地、輸送ルート、輸出地点における供給業者や関係業者の変化が含まれる。特定地域での紛争の増加、地域を監督する軍部の顔ぶれや原産地鉱山の所有や管理の変化など、そうした事情に固有の要素も含まれる。

## ステップ 4: 独立した第三者による精錬/精製業者の デュー・ディリジェンス行為の監査を実施

**目的**:紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの精錬/精製業者のデュー・ディリジェンスを独立した第三者が監査すること、および、精錬/精製業者ならびに上流のデュー・ディリジェンス行為の改善に貢献すること。この時、業界主導に加え政府の支援および関連する利害関係者の協力を受けて設置される制度化されたメカニズムを通じて貢献が行われる場合を含む。

- A. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのため の精錬/精製業者のデュー・ディリジェンスを独立した第三者が監査する計 画を立てる。この監査の範囲、基準、原則ならびに活動内容は、以下の通りである。<sup>23</sup>
- 1. **監査の範囲**:この監査の範囲には、紛争地域および高リスク地域からの鉱物のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを精錬/精製業者が実施する上で行うすべての活動、すべての工程、および用いるすべてのシステムが含まれる。そして、ここには、鉱物サプライチェーンに対する精錬/精製業者の支配力や、下流の企業に開示される供給業者に関する情報、加工流通過程管理および鉱物に関するその他の情報、現場での調査を含む精錬/精製業者のリスク評価、そして精錬/精製業者のリスク管理戦略、が含まれる。但し、これらに限定されるものではない。
- 2. **監査の基準**:この監査では、本ガイダンスの基準や工程に鑑みた際の、精錬/精製業者によるデュー・ディリジェンス工程の適合性を判定する。

#### 3. 監査の原則:

- a) 独立性:監査の中立性と公平性を保つために、監査組織および監査チームの全メンバー(「監査役」)は、精錬/精製業者およびそれらの子会社、ライセンス先、契約者、供給業者、および共同監査で協力している企業、から独立していなくてはならない。このことは特に、監査役には被監査者との間に、ビジネスまたは金銭面の関係(株式保有、債券、その他有価証券の形で)を含め、利益相反があってはならないことを意味する。また、その他のサービス、特にデュー・ディリジェンス行為もしくはその中で評価を受けたサプライチェーンの活動に関するサービスを、監査の前24ヵ月以内の間に被監査者企業に対して提供してはならない。24
- b) 能力: 監査役は、監査役の能力と評価に関する ISO 19011 の第7章に規定された要件 と適合していなくてはならない。具体的には、監査役は次に挙げる領域の知識や技

<sup>23.</sup> この勧告では、精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査をサプライチェーンに特化した独立の第三者に委託するために企業が検討すべきいくつかの基本原則、範囲、基準、およびその他の基本情報を概説している。企業は、監査プログラムの要件の詳細(プログラムの責任、手順、記録保持、監視、審査)ならびに監査活動の段階的な概要に関しては、ISO 国際標準 19011 (2002 年)(「ISO 19011」)を参考にすることが望ましい。

<sup>24.</sup> FLA (公正労働協会) 憲章の第8章(A)を参照。

能を有していなくてはならない。<sup>25</sup>

- i) 監査の原則、手順、および技術(ISO19011)。
- ii) 対象企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの原則、手順、および 技術。
- iii) 対象企業の運営面の組織構造、とりわけ鉱物の調達および鉱物サプライチェーン。
- iv) 鉱物の原産地または輸送地となっている紛争地域の社会的、文化的、歴史的な背景。特に監査を行うにあたっての、関連する言語能力と適切な文化的感覚。
- v) 紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関するモデル・サプライチェーン 指針を含む、すべての適用可能な基準。(附属書 II)
- c) 説明責任:パフォーマンス指標は、監査役が監査を行う能力を監視するために用いられる。その際の能力とは、監査プログラムに従って、また監査の目標、範囲、および基準に基づいて、監査を行う能力であり、監査プログラム記録に照らし合わせて判定される。<sup>26</sup>

#### 4. 監査活動:

- a) **監査準備**: 監査の目的、範囲、基準や、用いられる言語は、監査役に明確に伝えられなくてはならず、監査開始時点において、被監査者と監査役の間には、如何なる曖昧さも残されていてはならない。<sup>27</sup> 監査役は、利用可能な時間、資源、情報、および関係者の協力に基づいて、監査の実行可能性を判断しなくてはならない。<sup>28</sup>
- b) 文書の検討:紛争地域および高リスク地域からの鉱物の精錬/精製業者のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの一部として作成された文書は、「書類の通り、システムが監査基準に従っているかどうか判断するため」に検討される。<sup>29</sup> ここに含まれるのは、サプライチェーンの内部管理に関する文書(加工流通過程管理の文書サンプル、支払記録)、供給業者との間で交わされた関連の交信および契約条項、企業のリスク評価の際に作成された文書(取引先や供給業者、インタビュー、および現場評価に関する全記録)、およびリスク管理戦略に関するあらゆる文書(例えば、改善指標に関して供給業者との間で合意した内容)などであるが、但しこれらだけに限定されない。

<sup>25.</sup> 必要な知識および技能は、ISO19011 (2002年) の第7.4章にある通り、監査者が受けた教育と就労経験によって決まる。監査者は、プロ意識、公平性、公正さに関する個人の特質についても明らかにしなくてはならない。

<sup>26.</sup> ISO 19011 の第 5.6 章を参照。

<sup>27.</sup> ISO 19011 の第 6.2 章を参照。

<sup>28.</sup> 同上。

<sup>29.</sup> ISO 19011 の第 6.3 章を参照。

- c) 現場調査: 現場調査を始める前に、監査役は監査計画<sup>30</sup>および作業文書<sup>31</sup>をすべて用意する。精錬/精製業者のサプライチェーンのリスク評価ならびに精錬/精製業者のサプライチェーンのリスク管理から得られた証拠が検証される。監査役は、関連するインタビューの実施、観察、および書類の検討を行うことによって、さらに証拠を収集し、情報を検証する。<sup>32</sup> 現場調査に含まれる内容は以下の通りである。
  - i) 精錬/精製業者の施設および精錬/精製業者が紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを行う場所。
  - ii) 精錬/精製業者の供給業者のサンプル (国際収集取引業者 (international concentrate traders)、再加工業者、および地元輸出業者のいずれも)。供給業者の施設を含む。
  - iii) **評価チームとの会議**(附属参照)。その目的としては、検証可能で信頼性の高い、 最新情報を生成するための基準と方法を確認すること、および、精錬/精製業 者が紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの デュー・ディリジェンスを行う間に依拠する証拠のサンプルを監査することで ある。このミーティングの準備の際、監査役は現場評価チームに対し情報を要求し、また質問を投げかける。
  - iv) 地方および中央政府当局、国連専門家グループ、国連平和維持派遣団、および 地元市民社会との協議。
- d) **監査の結論**: 監査役は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの精錬/精製業者によるデュー・ディリジェンスが、本ガイダンスに適合しているかどうかを、収集した証拠に基づいて判断し、結論をまとめる。監査役は、監査報告書の中で、精錬/精製業者に対し、そのデュー・ディリジェンス行為を改善するよう勧告を行う。
- B. 上記の監査の範囲、基準、原則および活動に従って監査を実施する。
- 1. **監査の実施**。現状では、サプライチェーン内のすべての関係者は、監査が確実に上述の 範囲、基準、原則および活動に従って行われるよう、業界団体を通じて協力し合う。
  - a) 個別の勧告 地元鉱物輸出業者向け
    - i) 企業の現場への立ち入り、およびサプライチェーンのデュー・ディリジェンス に関する全書類ならびに記録へのアクセスを認める。
    - ii) 現場評価チームとの安全な接触を促進する。監査チームと現場評価チームが 安全に会議を行う場所を手配するための計画を調整する。

<sup>30.</sup> ISO 19011 の第 6.4.1 章を参照。

<sup>31.</sup> ISO 19011 の第 6.4.3 章を参照。

<sup>32.</sup> ISO 19011 の第 6.5.4 章を参照。

- b) 個別の勧告 国際収集取引業者 (international concentrate traders) および鉱物再加工業者向け
  - i) 企業の現場への立ち入り、およびサプライチェーンのデュー・ディリジェンス に関する全書類ならびに記録へのアクセスを認める。
- c) 個別の勧告 精錬/精製業者向け
  - i) 企業の現場への立ち入り、およびサプライチェーンのデュー・ディリジェンス に関する全書類ならびに記録へのアクセスを認める。
  - ii) 監査チームが選んだ供給業者のサンプルとの連絡を促進する。
- d) 個別の勧告 すべての下流の企業向け
  - i) すべての下流の企業は、業界団体もしくはその他の適切な手段を通じて、監査 役の任命ならびに本ガイダンスで規定される基準や工程に沿った監査条件の決 定に参加および貢献することが推奨される。中小の事業体は、そうした業界団 体への参加または業界団体との協力関係構築が推奨される。
- 2. **紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのために制度化されたメカニズム**。政府ならびに市民社会の協力および支援を受けて、サプライチェーン内の全関係者は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるデュー・ディリジェンス実施を監督・支援する制度化されたメカニズムの中に、上記で示した監査の範囲、基準、原則および活動を組み込むことを検討する。この機構では、以下の内容を実行する。
  - a) 監査に関連して
    - i) 監査役の信認。
    - ii) 監査の監督および検証。
    - iii) 業務上の機密保持ならびに競争上の懸念<sup>33</sup>に適切に配慮しつつ、監査報告書を 発行。
  - b) 供給業者のデュー・ディリジェンス実施能力の開発およびリスク緩和のための枠組 みの構築と実施。
  - c) 関係企業に対する利害関係者の不満の受理とフォロー。

<sup>33.</sup> 脚注 12 を参照。

#### ステップ5:サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

**目的**:企業が取る措置に対する公共の信頼を得るため、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関して公に報告する。

A. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関する追加情報を、年に一度報告するか、もしくはその方が現実的な場合には、年次の持続可能性報告書もしくは企業の社会的責任報告書の中に盛り込む。

#### A.1. 個別の勧告ーすべての上流の企業向け

- 1. 企業管理システム: 企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。 企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者 なのかを説明する。企業が導入している鉱物のサプライチェーンの管理システムについて記述する。特に、そのシステムがどのように働き、またそこからどのようなデータが 得られ、それが報告期間中の企業のデュー・ディリジェンスの取組みを強化したのかを 説明する。企業のデータベースおよび記録管理システムについて記述し、鉱物原産地と なる鉱山までのすべての供給業者について、下流の関係者に開示する方法を説明する。 EITI (資源採掘産業透明性イニシアティブ) の基準および原則に沿って行われる政府への支払いに関する情報を開示する。
- 2. サプライチェーンにおける企業のリスク評価:業務上の機密保持および競争上の懸念<sup>34</sup> に適切に配慮しつつ、リスク評価を公表する。方法論や実践の仕方、そして現場評価から得られる情報について概説し、また企業のサプライチェーンのリスク評価の方法論について説明する。
- 3. *リスク管理*: リスク管理のために取られる措置について記述する。そこには、リスク管理計画の中のリスク緩和戦略に関する概要報告も含め、さらにもし行われているならば能力訓練についても紹介し、さらに影響を受ける利害関係者の参加についても触れる。パフォーマンスを監視・追跡する企業の取組みについても開示する。

#### A.2. 個別の勧告-精錬/精製業者向け

<sup>34.</sup> 業務上の機密保持およびその他の競争上の懸念が意味するのは、価格情報ならびに供給業者関係である。これは、今後発展する解釈を妨げない。地域的なものであれ国際的なものであれ、制度化されたメカニズムが、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報の収集・加工を委ねられた上で設置された暁には、すべての情報はそうした機構に開示されることになる。

1. <u>監査</u>:業務上の機密保持および競争上の懸念<sup>35</sup>に適切に配慮しつつ、精錬/精製業者の 監査報告を公表する。

#### A.3. 個別の勧告ーすべての下流の企業向け

- 1. *企業管理システム*: 企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。 企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者 なのかを説明する。
- 2. *リスク評価および管理*: サプライチェーン上の精錬/精製業者を特定し、これら精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス行為を評価するために取られる措置について記述する。その中には、本ガイダンスで推奨されるデュー・ディリジェンス工程に適合する業界の認証制度を通じて公表された有資格の精錬/精製業者リストを含む。リスク管理のために取られる措置についても記述する。
- 3. <u>監査</u>:業務上の機密保持および競争上の懸念<sup>36</sup>ならびに特定されたリスクへの対応に適切に配慮しつつ、これら下流の企業の監査報告について公表する。

<sup>35.</sup> 脚注 34 を参照。

<sup>36</sup> 脚注 34 を参照。

#### 附属

## 上流の企業のリスク評価のためのガイドノート

- A. 効果的なリスク評価を可能にする環境づくり。
  - サプライチェーンのリスク評価を計画および構築する際、サプライチェーンの上流 の企業は下記で推奨される行動を考慮する。
- 1. **証拠に基づいたアプローチを用いる。**企業のリスク評価の結論は、現場評価チームが現場調査を通じて収集する検証可能で信頼性の高い最新情報によって裏付けられる。
- 2. **企業によるサプライチェーンの事実評価ならびにリスク評価の信頼性と質を確保する。** その際、企業の評価実施者は、評価対象となっている活動とは無関係で利益相反がないよう確保する。<sup>37</sup> 企業の評価実施者は誠実かつ正確に報告を行い、最高水準の職業上の 倫理基準を守ること、および「職業人として然るべき注意」を払うことを誓う。<sup>38</sup>
- 3. **適切な能力水準を確保する。**そのために、次に挙げる内の出来るだけ多くの領域の知識 や技能を持ち合わせている専門家を採用する。評価を受ける運営の背景(例:言語能力、 文化的感覚)、紛争に関連するリスクの内容(例:附属書 II で示した基準、人権、人道 法、汚職、金融犯罪、紛争に関係する融資、透明性)、鉱物サプライチェーンの特質と 形式(例:鉱物の調達)、および本ガイダンス中の基準ならびに工程。
- B. 現場評価チーム(以下「評価チーム」)を、鉱物原産地および経由地である 紛争地域および高リスク地域に設置し、供給業者に関する情報、ならびに鉱 物の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる環境についての情報を作成・ 維持する。上流の企業は、これら地域から調達を行うもしくはこれら地域で操業する 他の上流の企業(「協力企業」)と共同で、そうしたチームを設置することがある。
- 1. 評価チームを設置する上流の企業は、以下のことを行う。
  - a) 政府機関、市民社会、および地元供給業者の間の協力を強化し、コミュニケーション の道筋を開くことを目論みつつ、評価チームは情報獲得のために必ず地方および中央

<sup>37.</sup> ISO 19011 (2002年) 第4項

<sup>38.</sup> ISO 19011 (2002年) 第4項

政府と協議する。

- b) 評価チームは、地元に関する知識と専門性を有する市民社会組織と必ず定期的に協議する。
- c) 評価チームに情報を提供するために、地域社会監視ネットワークを設置するか、また はその創設を支援する。
- d) 評価チームが収集し維持している情報をサプライチェーン全体で共有する。その際に 好ましいのは、コンピュータ・システムを用いてウェブアクセスも可能にすることで ある。これはサプライチェーン内の企業のためであると共に、紛争地域および高リス ク地域からの鉱物に関する情報収集および情報処理を委ねられて設置された地域的 か国際的かいずれかの制度化されたメカニズムのためである。
- 2. 評価チームを設置する上流の企業は、下記の活動を行うために、現場評価チームの範囲と任務を定義する。
  - a) 鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出を取り巻く現実の状況に関して、直接の証拠 を入手する。この情報には次のようなものがある。
    - i) 鉱山の採掘現場、輸送ルート、および鉱物が取り引きされる地点、の武装化状況。評価チームは、鉱山の採掘現場、輸送ルート、および鉱物が取り引きされる地点、の武装化状況を追跡する。鉱山、武装集団、取引ルート、道路閉鎖、および飛行場の位置を示した双方向の地図は、企業にとって追加的な情報源となりうる。<sup>39</sup> また、鉱山の採掘現場、輸送ルート、および鉱物が取引される地点、の武装化状況を追跡することが意味するのは、非政府武装集団および公的または民間の保安隊(附属書 II 中のモデル・サプライチェーン指針にて定義)に対する直接もしくは間接の支援へと結びつく現実の状況を明らかにすることである。
    - ii) 公的または民間の保安隊、非政府武装集団、または鉱山地域や輸送ルート沿いもしくは鉱物の取引地点で活動するその他の第三者グループによって引き起こされる、鉱物の採掘、輸送、もしくは取引に関連した深刻な人権侵害(附属書II中のモデル・サプライチェーン指針にて定義)
  - b) 協力企業からの個別の質問や明確化の要望に答え、また企業のリスク評価ならびにリスク管理のための勧告を提示する。すべての協力企業は、以下の点に関して現場評価チームに質問を提示するか、現場評価チームに対し以下の点の明確化を要望する。<sup>40</sup>
    - *i*) トレーサビリティおよび加工流通過程管理システム (ステップ 1(C)) およびリスク評価 (ステップ 2) から得られる証拠。

<sup>39.</sup> DRC (コンゴ民主共和国) 地図、米国務省地図、IPIS 地図など。

<sup>40.</sup> 質問や明確化は記録され、監視や更新など将来の利用のために情報システムに送られること、また協力企業も利用できるようになることが望ましい。

- ii) 反資金洗浄コンプライアンス・システムを通じて実施されているような「顧客 熟知/供給業者熟知」プロトコルに沿った供給業者(中間業者および輸出業者) 情報。41
- c) 現場の利害関係者からの苦情を受理・評価し、協力企業に伝達する。

#### B.1. 個別の勧告―地元輸出業者向け

- 1. 評価チームのために地元における物資等の調達・管理を促進し、いかなる支援要請にも 応える。
- 2. 評価チームによるすべての上流の中間業者、混載業者(consolidators)、輸送業者への接触を促進する。
- 3. 評価チームによるすべての企業現場への立ち入りを容認する。荷品積み替えやラベル張り替えが行われる可能性がある場合には、隣国もしくはその他外国の現場も含む。また評価チームによる帳簿、記録や、その他調達行為・税金・手数料・採掘権料支払いを示す証拠、および輸出関連文書へのアクセスを容認する。
- 4. 企業のデュー・ディリジェンス行為の一部として入手、維持されるすべての情報への、 評価チームによるアクセスを容認する。これらの情報には、非政府武装集団および公的 または民間の保安隊に対して行われた支払いに関するものも含む。
- 5. 評価チームとの連絡係の役割を果たす人物を特定する。

## B.2. 個別の勧告―国際収集取引業者 (international concentrate traders) および 鉱物再加工業者向け

- 1. 評価チームによるすべての国際 (越境) 輸送業者への接触を促進し、チームが予告無く、 国際 (越境) 鉱物輸送に合流することを促進する。
- 2. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の荷品積み替えやラベル張り替えが行われる可能性がある、またはサプライチェーンの漏れとなっていることで知られている、または漏れとなっている可能性の高い、国際収集取引業者(international concentrate traders)および鉱物再加工業者が隣国または他国に所有するすべての現場へ、評価チームが立ち入ることを容認する。
- 3. すべての帳簿、記録、またはその他調達行為・税金・手数料・採掘権料支払いを示す証拠、および輸出関連文書への、評価チームによるアクセスを容認する。

<sup>41.</sup> 金融活動タスクフォース(Financial Action Task Force)「資金洗浄およびテロ資金対策のためのリスクに基づくアプローチに関するガイダンス(Guidance on the risk-based approach to combating money laundering and terrorist financing)」(2007 年 6 月)セクション 3.10 を参照。

- 4. 企業のデュー・ディリジェンス行為の一部として入手、維持されるすべての情報への、 評価チームによるアクセスを容認する。これらの情報には、非政府武装集団および公的 または民間の保安隊に対して行われた支払いに関するものも含む。
- 5. 鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号が発せられる場所からの鉱物の記録を、評価チームに積極的に提供する。
- 6. 評価チームとの連絡係の役割を果たす人物を特定する。

#### B.3. 個別の勧告―精錬/精製業者向け

- 1. 評価チームとの連絡係の役割を果たす人物を特定する。
- 2. すべての帳簿、記録、またはその他調達行為・税金・手数料・採掘権料支払いを示す証拠、および輸出関連文書への、評価チームによるアクセスを容認する。
- 3. 企業のデュー・ディリジェンス行為の一部として入手、維持されるすべての情報への、 評価チームによるアクセスを容認する。
- **C. 企業の評価において回答されるべき推奨質問。** ここに挙げるのは、リスクを引き起こす、ずず、タンタル、タングステン、およびこれらの鉱石ならびに金属派生物のサプライチェーンにおいて見られる一般的な状況に関連した質問である。
- 1. 鉱物の原産、経由、および輸出の場所としての紛争地域および高リスク地域の背景について知る。
  - a) 鉱物の原産国、その隣国、および経由国(潜在的な輸送ルートおよび採掘・取引・取扱い・輸出の場所を含む)である紛争地域および高リスク地域の概要を学ぶ。関連情報としては、公的な報告書(政府、国際機関、非政府団体、およびメディアによるもの)、地図、国連の報告書、および国連安保理制裁、鉱物の採掘およびそれが鉱物の潜在的原産国における紛争や人権または環境破壊におよぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文(例:倫理的年金基金(ethical pension funds)からのもの)、などがある。
  - b) その地域または近隣に、国連平和維持部隊のように介入および調査の能力を備えた 国際団体は存在するか? これらのシステムを用いて、サプライチェーン上の関係 者を特定することは出来るか? 武装集団やその他の紛争要因の存在に関連した懸 念に対処する上で、頼みとする手段は地元に存在するか? 鉱山問題を管轄する国、 地方、または地元の関係規制当局で、こうした問題への対処能力を有する組織はあ るか?

#### 2. 自身の供給業者および取引相手を知る42

- a) 鉱物の採掘地点とデュー・ディリジェンスに取り組む企業が鉱物を保管している地点の間で、資金調達、鉱物の採掘、取引、および輸送に関与している供給業者もしくはその他の団体は誰か? サプライチェーン内の重要な関係者を特定し、所有(受益所有権を含む)、企業構造、役員および取締役の氏名、出資比率または他の組織における役員、業界や政府、政治または軍部と企業および役員の関係(特に、非政府武装集団および公的または民間の保安隊との潜在的な関係に焦点を当てる)等の情報を収集する。43
- b) これらの供給業者は、そのような調達システムやデュー・ディリジェンス・システムを運用しているか? 供給業者はどのようなサプライチェーン指針を採用しているか、また彼らは如何にしてそうしたシステムを自らの管理プロセスに統合しているのか? どのようにして彼らは鉱物に対する内部の管理を構築しているか? また、供給業者を相手に、どのようにして指針や条件を執行しているのか?

#### 3. 紛争地域および高リスク地域における採鉱の条件を知る

- a) 鉱物の正確な原産地はどこか? (具体的にどの鉱山なのか?)
- b) 採掘に用いられた方法は何か? 鉱物が、零細・小規模採掘事業 (ASM) または大規模掘削事業のどちらによって採掘されたのか、特定する。もしそれが零細・小規模採掘業者によるものであれば、個人の業者によるものか、零細採掘業者の組合によるものなのか、協会を形成しているのか、小規模の事業体の形をとっているのか、可能であれば確認する。政府機関に支払われた税金、採掘権料、および手数料と、さらにそうした支払いに関する開示状況について明らかにする。
- c) 非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊が、次に挙げる内の一種類かそれ以上の形で存在することや関与することが、採掘の条件として含まれるか? 鉱山または鉱山周辺輸送ルートの直接支配/採掘業者への課税または鉱物の恐喝/非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊、あるいは彼らの家族や仲間らによる鉱山採掘現場の受益権または所有権、もしくは鉱業権/非番時の副収入源としての採掘活動/採掘業者によって、もしくは生産から生じる税金を通じて支払われる保証金の提供。こうした武装集団もしくは軍隊が紛争に関与しているか、または紛争に利害を有しているか? 彼らのいずれかに、広範な人権侵害またはその他の犯罪

<sup>42.</sup> 金融活動タスクフォース (Financial Action Task Force) 「資金洗浄およびテロ資金対策のためのリスクに基づくアプローチに関するガイダンス (Guidance on the risk-based approach to combating money laundering and terrorist financing)」 (2007 年 6 月) セクション 3.10 を参照。ステップ 2 を参照。

<sup>43.</sup> 国際石油ガス生産者協会「高く評価されるデュー・ディリジェンスに関するガイドライン (Guidelines on reputational due diligence)」第 VI 章(報告書番号 356、2004 年)を参 照。「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」(2006 年) 第 5 章参照。

に関与したという過去があるか?

d) 採掘の条件はどんな内容か? 特に、次のものが含まれているかどうかを明らかにする。i) 採鉱を目的に、何らかの形の拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱いを強いられること。ii) 懲罰の脅威の下で強いられる強制労働で、当の本人の自発によるものではない労働。iii) 採鉱の目的で行われる最悪の形態の児童労働。iv) 広範な性的暴力など、鉱山現場または採鉱の過程で行われるその他の著しい人権侵害および虐待。v) 戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺。

#### 4. 紛争地域および高リスク地域における鉱物の輸送、取扱い、および取引の条件を知る

- a) 下流の購入者は、鉱山現場にいたのか、他の場所にいたのか? 異なった採掘業者 からの鉱物は、別々に取り扱われ、加工され、さらに下流に対して販売された際も 別々の状態のままだったのか? もしそうでないなら、下流に販売された際の鉱物 は、どの地点で加工され、混載され、混ぜ合わされたのか?
- b) 鉱物を取り扱った中間業者は誰か? そうした中間業者のいずれかが、非政府武装 集団と関係のある鉱物の採掘または取引を行ったとの報告もしくは疑いがあるかど うか、明らかにする。
- c) 公的または民間の保安隊または非政府武装集団が、鉱物の取引、輸送、または課税に、直接または間接的に関与しているとすれば、それはどの程度関与しているか?これら公的または民間の保安隊または非政府武装集団は、中間業者や輸出業者との提携によるものを含め、他者が行っている鉱物の取引、輸送、課税から何らかの形で利益を得ているか?
- d) 公的または民間の保安隊または非政府武装集団が取引および輸送ルート沿いに存在しているとすれば、それはどの程度なのか? 鉱物の取引、輸送、または課税の際に、人権侵害が起きていないか? 例えば、強制労働、恐喝、強要などが行われている証拠はあるか? 児童労働は行われているか? 特に、以下のことが行われているかどうか、明らかにする。i) 鉱物の輸送または取引の目的のために、何らかの形の拷問や、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱いを強いられること。ii) 鉱物の採掘、輸送、取引、または販売のための、強制労働。iii) 鉱物の輸送または取引の目的で行われる最悪の形態の児童労働。iv) 鉱山現場または鉱物の輸送や取引の過程で広範に行われる性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待。v) 戦争犯罪もしくはその他の、鉱物の輸送および取引の目的で行われる深刻な国際的人道法違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺。
- e) 下流における取引を検証するための情報としては、どのようなものが入手可能か? 例えば、真正の書類、輸送ルート、ライセンス供与、国境を越える輸送、および非政府武装集団または公的または民間の保安隊の存在、など。

#### 5. 紛争地域および高リスク地域からの輸出の条件を知る

- a) 輸出の地点はどこか? 鉱物原産地の隠匿もしくは詐称の目的で輸出地点にて支払 われた便宜供与のための金銭または賄賂に関する報告や疑いはあるか? 鉱物の輸 出の際に添付される書類は何か? または、偽造書類や申告書の不正確な記載(鉱 物の種類、品質、原産地、重量など)に関する報告や疑いはあるか? 輸出に際し て、どのような税金、関税、もしくはその他手数料が支払われたか? また、過少 申告の報告または疑いはあるか?
- b) 輸出のための輸送はどのように調整され、どのように実施されたのか? 輸送業者 は誰か? また、そうした輸送業者が汚職(便宜供与のために金銭授受、賄賂、過 少申告など)に関わったとの報告もしくは疑いはあるか? 輸出のための資金およ び保険の調達はどのように行われたか?

### 経済開発協力機構 OECD

OECD は、グローバリゼーションがもたらす経済、社会、および環境の課題に、各国政府が協力して対処するためのユニークな組織である。また、OECD は、企業統治、情報経済、および高齢化社会の問題といった新たな展開や懸案について理解し、こうした展開や懸案を目の前にした各国政府の対応を支援する取組みにおいて先頭に立っている。OECD が提供する枠組みにおいて、各国政府は、政策に関する経験を比較し、共通の課題に対する答えを模索し、優れた実践事例を見出し、国内政策および国際政策を巧みに調和させるべく取り組んでいる。

OECD 加盟国は以下の通り。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェイ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国。欧州連合(EU)は OECD の実務に参加する。

OECD 出版部では、加盟国が合意した条約、ガイドライン、および規格に加え、経済、社会、および環境の諸問題に関して OECD が収集した統計データならびに OECD による研究結果を、広く伝えている。

## OECD 紛争地域および高リスク地域からの責任ある 鉱物サプライチェーンのためのデュー・ディリジェン ス・ガイダンス

天然の鉱物資源への投資およびその取引には、収益、成長、および繁栄をもたらし、生活を維持し地域の発展を促進する大きな可能性がある。しかし、こうした資源の大部分は紛争地域および高リスク地域に存在している。これらの地域では、天然の鉱物資源の開発には大きな意味があり、直接的または間接的に、武力紛争や著しい人権侵害、および経済や社会の発展阻害の一因となる可能性がある。「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」は、企業が人権を尊重し、自身の鉱物および金属購入に関する意思決定および購入の行為を通じて紛争に加担してしまうことのないよう、各国政府によって承認された責任あるグローバル鉱物サプライチェーンの管理に関する段階的な勧告を提供するものである。本デュー・ディリジェンス・ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域から鉱物または金属を調達する可能性のあるあらゆる企業が利用できるものとなっており、透明性が高く、紛争の無いサプライチェーンおよび鉱業セクターへの企業の持続的な関与を促進することを意図している。

この刊行物を引用する際は、次の名称を利用すること。

OECD(2011 年)、OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス、OECD パブリッシング(出版部)。

#### http://dx.doi.org/10.1787/9789264111110-en

This work is published on the OECD iLibrary, which gathers all OECD books, periodicals and statistical databases. Visit www.oecd-ilibrary.org, and do not hesitate to contact us for more information.



